第３６３回理事会目次

日　　時　　２０１９年5月１７日（金）　１４時００分～１５時３０分（予定）

議　　題

Ⅰ．会務関係

＜審議事項＞

１．平成３０年度事業報告書（案）について　２頁
２．平成３０年度決算書（案）について　１０頁
３．第４９回定時総会の開催について　１６頁
４．２０１９年度協会表彰（案）について　１７頁
５．入会の承認について（２０１９年3、４月度）　２０頁
６．役員人事について（案）　２５頁

７．その他

＜報告事項＞

１．第３７回制度設計専門会合の審議概要について　２６頁
２．第７回ガス事業制度検討ワーキンググループについて　３４頁
３．経過措置料金規制に係る団地の指定解除について　５２頁
４．その他

Ⅱ．事務局報告

1.　委員会関係
（1）総務委員会関係（第１回委員会）　５３頁
（2）業務委員会関係（第１回委員会の審議概要）　５４頁
（3）技術委員会関係（第１回委員会の審議概要）　５６頁
２．事業者登録状況（２０１９年3、４月度）　５７頁
３．コミュニティーガス事業生産動態統計（２０１９年1、２月度）　５８頁
４．その他
⑴家庭用販売量及び消費原単位の推移（平成３０年１２月）　７４頁
⑵平成３０年都道府県別ガス販売量

Ⅳ．次回理事会の開催予定について

２０１９年6月２０日（木）　１３時５０分～（予定）　於：都内「霞山会館」

以　上

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．１

平成３０年度事業報告書(案)

自　平成３０年　４月　１日
至　平成３１年　３月３１日

Ⅰ　概　　況

１．平成30年度の国内経済は、当初は堅調な海外経済を背景に設備投資や個人消費にも底堅い動きがみられ緩やかな回復基調であったが、年度後半は米中貿易摩擦等の影響もありやや停滞した感を受けるものであった。

２．このような中で、コミュニティーガス事業は、人口の減少や少子高齢化、他エネルギーとの競合等により、引き続き構造的に厳しい経営環境下に置かれた。その趨勢は、次のとおりである。

（１）事業者数、供給地点数等の状況

平成31年3月末における事業者数は1,319で、平成30年3月末に比べて、17事業者（▲1.2%）の減少となった。

平成30年12月末における供給地点群数は7,333、供給地点数は約183万戸で、平成29年12月末に比べて、供給地点群数は36地点群（▲0.5%）、供給地点数は約1.0万戸（▲0.5%）の減少となった。

なお、東日本大震災後の災害復興住宅については、平成30年度に1地点群、101戸の供給地点の登録があり、通算して計26地点群、3,929戸の供給地点の登録（事業許可）となっている。

（２）会員の状況

平成31年3月末における会員数は、コミュニティーガス事業者である正会員が1,267〔事業所正会員（1事業者で2支部又は2県以上にわたり事業を行い、事業所ごとに支部に入会している正会員の延数）は 1,315〕、ＬＰガス生産・輸入事業者である正会員は4で、正会員計1,271、準会員51、賛助会員170、合計1,492と前年より18の減少となった。

なお、事業者ベース正会員の入会率は、99.7%（平成30年3月末99.9%）となっている。

（３）ガス販売量

平成30年（暦年）のガス販売量（生産量）は、1億4,600万㎥（対前年比96.6%）と前年に比べ約518万㎥の減少、１戸当たり平均ガス販売量も10.73㎥／月（対前年比96.8%）で0.36㎥の減少となった。

（４）事故発生状況

平成30年（暦年）に発生した事故（事故詳報により集計）は、総発生件数40件

で、前年（19 件）に比べ 21 件の大幅な増加となった。

事故に伴う人的被害は、負傷（火傷）3 名であった。

事故の内容は、製造部門が 9 件（前年 3 件）、供給部門 16 件（前年 10 件）、消費部門 15 件（前年 6 件）であった。

製造部門における事故発生件数は前年より 6 件増加し、ヒューマンエラー起因の事故が 2 件発生しており、教育、訓練を継続して実施していくことが重要である。

供給部門においては、事故発生件数は前年の 10 件から 16 件と増加したが、その内訳として、他社工事を起因とする事故が 12 件含まれており、関係する工事事業者や需要家に対する周知活動が継続課題である。

また、消費部門における事故発生件数は前年より 9 件増加している。バランス型風呂釜の繰返し点火操作による異常着火事故（器具内焼損事故）が依然として多く、引き続き、消費者に対する正しい使い方等の周知が重要である。

（５）協会活動

① 会議の開催状況

平成 30 年度中に開催した会議のうち、主なものは、定時総会 1 回、理事会 6 回、常任理事会 6 回、委員会 17 回（特別委員会を含み、部会・ＷＧを除く。）開催した。

役員をはじめ委員各位には、多忙な中にも積極的に参画され、業界の発展にご尽力いただいた。

② 支部活動

支部活動の主要な事項としては、会員事業者の実態に係る調査、保安関係諸運動の展開、法令等の説明会並びに営業や技術・保安に係る研修会・講習会の開催、防災訓練の実施、その他会員事業者の相談対応等であった。

３．国においては、制度設計専門会合及びガス事業制度検討 WG が開催され、詳細制度設計の検討が行われた。また、経過措置料金規制団地における競争関係の報告の結果、平成 30 年度は 211 団地が指定解除（平成 31 年 3 月 1 日）され、引き続き 1,269 団地が指定されている。

Ⅱ　事　業　活　動

平成 30 年度に計画した事業については、極力その遂行に努めた。活動の概要は以下のとおりである。

１．新ガス事業制度定着に向けたフォローアップ

改正ガス事業法施行から 2 年経過したところではあるが、更なる新ガス事業制度定着のため、引き続き、会員事業者に対し次のとおり対応した。

（１）新事業制度における規制や手続き等の周知徹底

① 小売事業者に関する指針や行政報告及び手続等，多種多様な問い合わせ等に対応した。

② 2019 年度の供給計画の届出を控え、経産省から示された供給計画記載要領（旧

簡易ガスについては平成30年度版と同内容であり当面改訂されないとのこと）をホームページに掲載し、業務委員会・講習会等で周知を行った。

③　小売料金が自由化された団地に対する特別な事後監視の結果、当局より、法第14条（供給条件の説明等）及び法第15条（書面の交付）の運用が、適切に行われていない事例があったことを指摘されたため、同様の事例が発生しないよう、理事会・業務委員会・講習会及びホームページに掲載する等、あらゆる機会をとらえて注意を促した。また事業者・担当者向けの注意喚起チラシを作成し、周知徹底を図った。

④　講習会等を通して会員事業者に対し、引き続き、改正ガス事業法の技術・保安に関する周知啓発を実施した。

（２）経過措置料金規制が課される団地への対応支援

①　経過措置料金規制が課された団地については、料金算定等の支援に加え、指定解除のための競争関係報告の作成などの問い合わせ等に対応した。

②　簡易ガス供給約款の条文に記載されている適用法令条項を修正し、指定旧供給地点小売供給約款としてホームページに掲載し会員事業者に周知を図った。

③　事業税の賦課方式の変更に伴い料金算定ツールの見直しを行い、料金算定規則の改正に備えた。

２．将来の検証作業に向けた対応

平成29年度下期に事業者向けに実施した経過措置料金規制が課された団地についての、旧一般ガス供給エリア内にあるか否かや競争状態等のアンケート調査について、業務委員会で集計結果及び状況報告を行った。

３．ガス事故防止対策

（１）継続した事故防止対策

①　特定製造所内でのヒューマンエラーに起因する供給支障事故の防止対策として、平成29年度に引き続き、保安講習会において、事故分析・再発防止対策等について紹介し、国のガス安全高度化計画に示された「作業ミスの低減に重点を置いた教育・訓練」の実習も含め実効性のある保安教育を実施するよう要請した。

②　他社工事に起因する事故防止のため、保安講習会において、事故分析・再発防止対策等について紹介するとともに、保安規程に定める「他工事協議巡回立会要領」に基づく事前協議・工事照会等の徹底を要請した。

　また、平成29年度と同様に国からの要請を受け、支部を通して会員事業者に対し、「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）」を発出し、他社工事の工事照会等に係る周知を図った。

③　自社導管工事に起因する事故防止対策についても、上記②と同様に保安講習会を通して、酸欠事故防止対策も含め、適切な施工管理、施工方法の徹底等を促した。

④　技術委員会で行う事故事例研究を保安講習会並びに協会報を通して紹介し、類似事故の再発防止を図った。

（２）消費機器に係る事故防止対策

①　保安業務規程に基づき、消費機器に係る保安業務の確実な遂行に関し、保安講習会を通して要請した。

②　一般消費者宅におけるCO中毒事故の防止対策として、引き続き、不完全燃焼防止装置が付いていない湯沸器、風呂釜、金網ストーブ等について、ガス展等の場も活用し、安全型機器への取替えを要請するとともに、警報器類の設置促進への取組みを促した。

　また、風呂釜の異常着火事故の再発防止について、需要家への正しい使用方法の周知や最新型機器への取替えを勧めるよう保安向上キャンペーンを通して要請した。

③　一方、業務用厨房におけるCO中毒事故の発生防止のため、会員事業者には業務の機会等を通して飲食店、旅館・ホテル等のオーナーに対し消費機器の安全使用、安全型機器への取替え及び警報器類の設置を奨めるよう要請した。

　また、平成29年度と同様に国からの要請を受け、支部を通して会員事業者に対し、「食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について」を発出し、業務用厨房施設等の消費設備によるCO中毒事故防止を図った。

４．保安関係諸運動の展開

平成29年度に引き続き、以下の保安に関する運動を業界あげて展開した。

（１）「保安点検検査推進運動」として、本部にて運動キャンペーンポスターを作製し、各支部を通して会員事業者の事務所等への掲示により保安意識の喚起を図った。各支部においては各種講習会を実施し、また、会員事業者においては保安教育・訓練、他工事事業者への事故防止の啓発、ガス工作物の確実な点検・検査等を実施した。

（２）「ガスと暮らしの安心」運動として、ガスの需要期を前に会員事業者において、ポスターの掲示、チラシの配布、経年劣化した安全装置が装備されていない機器の安全型機器への取替え促進・注意喚起等を行った。

（３）「ガス警報器等設置促進運動 」として、ガス警報器工業会の協賛を受け、本部にて運動キャンペーンポスターを作製し、各支部を通して会員事業者に団地への掲示を要請するとともに、需要家へのガス警報器の設置促進を要請した。また、CO警報器の設置も併せて促進するよう要請した。

（４）「保安向上キャンペーン」として、スローガン「みんなの安心のために」を掲げ、「保安規程に基づくガス工作物の巡視・点検・検査」及び「保安業務規程に基づく周知・調査業務」をキャンペーンテーマとし、それぞれガス工作物の適切な維持管理による事故防止と近年多発するBF式風呂釜の異常着火事故の再発防止に努めるよう、社内教育等で活用するための資料を作成・配布した。

５．経年管対策及びガス工作物の維持管理

（１）経年埋設管の計画的改修

①　事業者資産の導管については、適確なリスク評価に基づく優先順位付けと地震対策としての耐震性も考慮しつつ計画的な改修を進めるよう要請し、一定の進捗をみた。

② 一方、顧客資産の内管改修に関しては、対象となる顧客に対し、チラシ等によりご理解・ご協力を得るべく折衝を粘り強く行うことを引き続き保安講習会等で促した。

（２）ガス工作物の維持管理

コミュニティーガス事業の保安確保を図るべく、保安規程に基づくガス工作物の維持管理の充実を図った。

① 会員事業者においては、保安規程に定めるガス工作物の巡視・点検及び検査を適確に実施することによりコミュニティーガス事業の保安確保に努めた。

② 保安規程に定める保安教育のより一層の充実に関し、例年実施する保安点検検査推進運動の他、保安向上キャンペーンにおいても会員事業者に促すとともに、会員事業者の従業員のみならず関係会社従業員や委託先をも含めた保安教育の徹底を保安講習会等にて要請した。

６．防災体制の整備・充実

（１）平成29年度に実施した会員事業者の地震対策等実施状況の調査結果を踏まえ、コミュニティーガス事業における地震等自然災害への対策に関し、「コミュニティーガス事業　地震防災対策マニュアル（平成30年6月改訂）」と併せ保安講習会等で周知啓発を実施した。

（２）過去の災害の教訓を踏まえ、各支部において、地域の実情に応じた通報訓練、広報活動、防災関係諸機関との連携等の防災訓練を実施した。

（３）平成30年度は、西日本を中心とした平成30年7月豪雨が発生し、岡山県倉敷市真備町にあるコミュニティーガス3団地（3事業者）が冠水し供給支障となる被害が発生し、当該地域内の営業所そのものが冠水した事業者もみられたが、発災後速やかにカセットコンロ・ボンベの提供や仮設供給の実施等需要家の要望に応えつつ早期の供給再開に向け復旧作業にあたった。

一方、四度にわたる大型台風20号等の発生及び大阪府北部地震や北海道胆振東部地震を含め震度階5弱以上の地震が計12回発生したが、幸いにコミュニティーガス団地に供給支障に至る被害は生じなかった。特に北海道胆振東部地震では、最大震度階7であったことに加え、北海道全域が停電となる「ブラックアウト」現象に見舞われたものの特段被害が発生しなかったのは、協会支部やガス事業者による日頃の防災訓練等の成果が反映されたと推察する。

７．経営基盤の強化とコミュニティーガス事業のあり方の検討

（１）収益基盤の強化

① 日本ガス体エネルギー普及促進協議会（コラボ）等に参加して、会員事業者に「ウィズガスフェア」「第１２回全国親子クッキングコンテスト」等の情報提供を行うとともに、ガス需要開発に資するＫＢ＆Ｇコラボ「キッチン・バス売ります宣言」を、講習会等の際に周知し参加を促した。さらに「台所・お風呂の川柳」事業に引き続き協賛し認知度向上をはかった。

また、国の支援を受けガス業界全体で普及促進を進めているエネファームについ

て、補助金の動向や販売状況を報告するとともに、関係団体等の発表会で紹介された取組事例や新製品等についての情報提供を行った。

② 建替・リフォーム時のガス需要確保に資する提案や機器販売促進を図るため、国の支援事業となっているＺＥＨ(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)について、業界誌などからの事例等や経済産業省主催の調査発表会の内容等の情報提供を行った。

（２） コミュニティーガス事業の普及促進策の検討

① 協会ホームページの会員事業者向け情報に、団地内での営業事例を収集紹介するページを新設した。平成30年度は期中でのスタートでもあり活用状況は今一歩であったが、2019年度における具体的な取組検討を行い、今後の活用定着の準備を行った。

また、他エネルギー使用の需要家向けリーフレットを作成し、会員事業者への活用を促した。

② 全国に広がるコンパクトシティ構想の中で、各都市における立地適正化計画の作成状況やモデル都市の取組状況などを、業務委員会等で情報提供した。

また、普及促進のためのキャッチフレーズを「家をつなぎ、街を創るコミュニティーガス」とし、2019年度において、認知度向上及び接点強化策としての、需要家向け「アンケート付感謝クイズキャンペーン」を実施することを決定した。そしてキャンペーンの具体的内容を固めるとともに、チラシを作成し2019年度への実施に備えた。

８．普及啓発に関する活動

会員事業者の管理者及び従業者を対象に、技術、保安レベル向上のため、協会が作成した技術指針・テキスト等を使用して、支部単位に各種研修会、講習会を実施した。

なお、平成 30 年度におけるコミュニティーガス事業に係る図書等の発刊・印刷状況（新刊、改訂）は、次のとおりである。

（１）ガス事業関係法令研修テキスト（改）
（２）丙種ガス主任技術者試験問題集（30 年版）（改）
（３）ガス小売事業の技術（基礎編・製造編・供給編・消費機器編）（改）
（４）導管等のガス漏えい検査要領（改）
（５）地震防災対策マニュアル（改）
（６）内管漏えい検査実務要領（改）
（７）保安・技術ハンドブック（改）
（８）ガス使用のご案内（経過措置用）（改）
（９）地震チラシ（改）
（10）保安点検検査推進運動ポスター（30 年版）（新）
（11）ガス警報器等設置促進運動ポスター（30 年版）（新）
（12）保安向上キャンペーンポスターチラシ等（30 年版）（新）
（13）ガスと暮らしの安心運動、経年内管個別周知活動
ポスター及びチラシ（30 年版）（新）

９．行政施策に対する協力及び関係団体との連携

（１）行政当局に設置された委員会等に委員又はオブザーバーとして、その審議に参画するとともに、情報提供等協力を行った。

また、行政施策への協力要請に応じ、各支部を通し、或いは協会報“コミュニティーガスニュース”により、会員事業者への周知を図った。

（２）ガス保安功労者表彰制度に基づくガス保安功労者経済産業大臣表彰及び産業保安監督部長・支部長等表彰の候補者の推薦を行った。

（３）関係団体に設置された委員会等に委員を派遣する等により、その審議に参画し、資料提供等、コミュニティーガス事業としての立場から協力を行った。

（４）日本ガス体エネルギー普及促進協議会（コラボ）の一員として、その活動に積極的に参加した。

（５）Ｇ＆Ｅ企業年金基金の加入事業所拡大に協力するため、協会報“コミュニティーガスニュース”へ定期的に紹介記事を掲載した。

10. 表彰等

平成 30 年度に実施した協会表彰及びガス保安功労者に係る経済産業大臣表彰、産業保安監督部長・支部長等表彰の件数は、次のとおりである。

① 定時総会・協会表彰（平成 30 年 6 月 21 日）

特別功労賞　1　会長賞　3　功労賞　12　感謝状　18

永年勤続賞　1　計　35 件

② 経済産業大臣表彰（平成 30 年 11 月 15 日）

個人　7　工場等　0　工事業者　0　団体の部　0　計　7 件

③ 産業保安監督部長・支部長表彰（各支部ごと：平成 30 年 10 月～11 月）

個人　23　工場等　1　工事業者　0　団体　1　計　25 件

11. 協会運営及び広報活動等

（１）事務局長会議を開催し、本・支部間の情報の共有化、業務運営の改善等を図った。

（２）経費節減、情報管理の強化及び講習会管理システム等の改修により業務の効率化を図った。

（３）会員向けの重要な情報発信ツールとして毎月発行している協会報“コミュニティーガスニュース”について、タイムリーな情報を提供するため、内容の充実に努めた。

また、新ガス事業制度定着のために必要な情報を速やかに会員事業者及び需要家に提供するため、協会ホームページの更新に努めた。

（４）業界専門紙記者との情報交換、コミュニティーガス事業に関するタイムリーな情報提供により、「コミュニティーガス」の広報に努めた。

（５）関係団体との定期的な連絡会議、各種委員会、セミナー等に出席し、情報を収集し、会員事業者に提供した。

（６）保安周知チラシの配布により、「安心・安全」を会員事業者・需要家に促すとともに、併せて「コミュニティーガス」の認知度向上に努めた。

（7）登　　記

平成 30 年度中における登記は、次のとおり

①　平成 30 年 4 月 2 日付

＜平成 30 年 3 月 31 日付役員の辞任＞

監事　　山本　雅之　　辞任登記

②　平成 30 年 5 月 18 日付

＜平成 30 年 4 月 22 日付役員の辞任＞

理事　　高橋　浩介　　死亡登記

②　平成 30 年 7 月 13 日付

＜第 48 回定時総会（平成 30 年 6 月 21 日開催）における役員の選任＞

理事　　村関　不三夫　他 13 名　　辞任登記

理事　　安岡　　省　　他 15 名　　就任登記

12. その他

協会設立 50 周年を 2020 年度に迎えるため、その準備として協会本部事務局に準備委員会（仮称）を設置した。

以　上

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．2-1

平成３０年度決算書（案）　　本部

（１）貸借対照表（案）

平成３１年３月３１日現在

（単位・円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 資産の部			
１．流動資産			
現金	160,344	138,355	21,989
預金	113,683,050	121,403,131	-7,720,081
未収入会金	0	0	0
未収会費	0	0	0
未収金	4,600,083	6,304,088	-1,704,005
売掛金	904,905	1,887,311	-982,406
商品	17,006,278	18,775,149	-1,768,871
前払金	1,034,980	810,182	224,798
仮払金	738,731	738,412	319
支部勘定	0	0	0
【流動資産合計】	138,128,371	150,056,628	-11,928,257
２．固定資産			
（１）基本財産			
基金引当資産	91,051,313	91,011,313	40,000
【基本財産合計】	*91,051,313*	*91,011,313*	*40,000*
（２）特定資産			
第三者被害見舞金基金	36,598,619	36,573,412	25,207
退職給付引当資産	6,789,000	24,483,000	-17,694,000
記念事業積立資産	27,324,083	27,324,083	0
特定積立資産	22,000,000	22,000,000	0
【特定資産合計】	*92,711,702*	*110,380,495*	*-17,668,793*
（３）その他の固定資産			
什器備品	1,040,272	1,206,758	-166,486
ソフトウェア	1	1	0
リース資産	8,851,248	7,491,915	1,359,333
電話加入権	164,160	164,160	0
敷金保証金	15,667,662	15,667,662	0
出資金	300,000	300,000	0
【その他の固定資産合計】	*26,023,343*	*24,830,496*	*1,192,847*
【固定資産合計】	209,786,358	226,222,304	-16,435,946
【資産合計】	347,914,729	376,278,932	-28,364,203
Ⅱ 負債の部			
１．流動負債			
買掛金	0	0	0
借入金	0	0	0
未払金	3,570,998	10,447,052	-6,876,054
前受金	0	0	0
預り金	3,190,998	3,663,004	-472,006
仮受金	187,120	192,120	-5,000
【流動負債合計】	6,949,116	14,302,176	-7,353,060
２．固定負債			
退職給付引当金	6,789,000	24,483,000	-17,694,000
リース債務	8,851,248	7,491,915	1,359,333
預り敷金	7,020,000	7,020,000	0
【固定負債合計】	22,660,248	38,994,915	-16,334,667
【負債合計】	29,609,364	53,297,091	-23,687,727
Ⅲ 正味財産の部			
１．指定正味財産			
第三者被害見舞金基金	17,657,248	17,634,948	22,300
【指定正味財産合計】	17,657,248	17,634,948	22,300
２．一般正味財産	300,648,117	305,346,893	-4,698,776
（うち基本財産への充当額）	(91,051,313)	(91,011,313)	(40,000)
（うち特定資産への充当額）	(68,265,454)	(68,262,547)	(2,907)
【正味財産合計】	318,305,365	322,981,841	-4,676,476
【負債・正味財産合計】	347,914,729	376,278,932	-28,364,203

（２）正味財産増減計算書（案）

平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで

（本部）　　（単位・円）

科　　目	当年度	前年度	増減	備考
Ⅰ、一般正味財産増減の部				
１、経常増減の部				
（１）経常収益				
基本財産運用益	5,601	13,863	-8,262	銀行利息
特定資産運用益	3,625	5,148	-1,523	〃
受取入会金	80,000	210,000	-130,000	
正会員受取入会金	80,000	210,000	-130,000	入会金
準会員受取入会金	0	0	0	〃
賛助会員受取入会金	0	0	0	〃
受取会費	238,232,100	241,064,700	-2,832,600	
正会員受取会費	237,518,100	240,373,200	-2,855,100	会費
準会員受取会費	30,000	7,500	22,500	〃
賛助会員受取会費	684,000	684,000	0	〃
事業収益	52,646,866	68,097,601	-15,450,735	
講習会収益	1,210,000	0	1,210,000	PE管ﾄﾚｰﾅｰ講習会
登録料収益	0	0	0	PE管資格登録料
出版事業収益	51,436,866	68,097,601	-16,660,735	頒布品収入
その他収益	3,700,268	3,435,899	264,369	
受取利息	1,583	1,499	84	銀行利息
広告料収益	3,310,200	3,272,400	37,800	協会報、会員名簿広告料
雑収益	388,485	162,000	226,485	他団体委員謝金等
経常収益計	294,668,460	312,827,211	-18,158,751	
事業費	116,986,706	123,797,869	-6,811,163	
調査研究費	103,200	119,720	-16,520	業務調査研究費用等
資格登録費	0	0	0	PE管資格登録費
広報費	9,500,385	8,525,001	975,384	ﾎﾟｽﾀｰ、ｺﾗﾎﾞ、協会ﾊﾟﾝﾌ等
広報誌発行費	4,339,200	4,339,200	0	協会報発行費
講習会費	1,350,818	0	1,350,818	PE管ﾄﾚｰﾅｰ講習会
出版原価	31,556,622	38,566,357	-7,009,735	頒布品印刷
防災関係費	0	0	0	防災訓練費用
第三者被害見舞金給付費	0	0	0	第三者被害見舞金
表彰費	1,691,931	1,472,265	219,666	表彰費用
記念事業費	0	0	0	記念事業費用
その他事業費	0	0	0	他団体の補助的業務
会議費	845,812	781,666	64,146	業務、技術委員会等
役職員給与	36,779,122	35,240,448	1,538,674	職員、出向、派遣社員給与
退職給付費用	1,613,100	944,780	668,320	退職金、退職引当金増額
福利厚生費	4,380,443	4,156,952	223,491	社会保険料等
通信費	3,388,384	3,183,617	204,767	郵送料等
旅費交通費	1,112,905	1,290,772	-177,867	出張旅費等
渉外費	603,513	579,760	23,753	委員会懇親会等
図書費	615,507	766,681	-151,174	業界紙購読料
消耗品費	72,879	94,546	-21,667	事務用品等
印刷費	351,118	379,114	-27,996	ｺﾋﾟｰﾁｬｰｼﾞ、ｺﾋﾟｰ用紙代等
減価償却費	5,264,787	6,328,274	-1,063,487	事務機減価償却
備品費	0	0	0	事務備品
事務所賃借料	6,546,271	6,821,732	-275,461	事務所家賃
事務機費	4,901,881	4,092,826	809,055	事務機器ﾘｰｽ、保守料等
事務所管理費	244,076	249,925	-5,849	事務所光熱費等
租税公課	906,289	518,799	387,490	消費税（本部負担増）
加入団体会費	280,000	980,400	-700,400	都市ｶﾞｽ振興ｾﾝﾀｰ退会
雑費	34,063	207,696	-173,633	銀行振込手数料等
雑損失	504,400	4,157,338	-3,652,938	頒布品除却

科　　目	当年度	前年度	増減	備考
管理費	58,819,230	57,120,626	1,698,604	
総会費	3,167,050	3,349,236	-182,186	定時総会
会議費	5,040,823	4,545,143	495,680	理事会・新春懇親会等
会員名簿発行費	1,619,082	1,592,124	26,958	会員名簿作成費用
教育研修費	1,361,706	1,318,519	43,187	事務局長会議
役職員給与	26,026,374	24,172,276	1,854,098	職員、出向、派遣社員給与
退職給付費用	1,968,900	1,854,220	114,680	退職金、退職引当金増額
福利厚生費	4,914,491	4,375,798	538,693	社会保険料等
通信費	571,805	514,047	57,758	電話代、郵送料等
旅費交通費	3,100,025	3,112,508	-12,483	定期代等
渉外費	381,276	526,236	-144,960	歳暮、中元等
図書費	17,978	52,412	-34,434	図書等
消耗品費	79,096	72,190	6,906	事務用品等
印刷費	296,082	236,104	59,978	ｺﾋﾟｰﾁｬｰｼﾞ、ｺﾋﾟｰ用紙代等
減価償却費	3,176,902	3,701,757	-524,855	事務機減価償却
備品費	37,458	51,085	-13,627	事務備品
事務所賃借料	3,175,913	2,900,452	275,461	事務所家賃
事務機費	2,063,836	2,142,801	-78,965	事務機器ﾘｰｽ、保守料等
事務所管理費	887,607	880,938	6,669	事務所光熱費等
租税公課	121,560	1,029,458	-907,898	消費税等
加入団体会費	100,040	66,020	34,020	他団体会費
雑費	711,226	627,302	83,924	銀行振込手数料等
雑損失	0	0	0	
配分金	123,561,300	125,052,700	-1,491,400	
入会金配分金	40,000	105,000	-65,000	入会金支部配分金
会費配分金	123,521,300	124,947,700	-1,426,400	会費支部配分金
			0	
経常費用計	299,367,236	305,971,195	-6,603,959	
当期経常増減額	-4,698,776	6,856,016	-11,554,792	
基本財産評価益	0	0	0	
固定資産売却益	0	0	0	
固定資産受贈益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
基本財産評価損	0	0	0	
固定資産売却損	0	0	0	
固定資産除却損	0	0	0	
災害損失	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	-4,698,776	6,856,016	-11,554,792	
一般正味財産期首残高	305,346,893	298,498,517	6,848,376	
一般正味財産期末残高	300,648,117	305,346,893	-4,706,416	
Ⅱ、指定正味財産増減の部				
受取第三者被害見舞金基金拠出金	22,300	22,600	-300	
当期指定正味財産増減額	22,300	22,600	-300	
指定正味財産期首残高	17,634,948	17,612,348	22,600	
指定正味財産期末残高	17,657,248	17,634,948	22,300	
Ⅲ、正味財産期末残高	318,305,365	322,981,841	-4,684,116	

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．2-2

平成３０年度決算書（案）

（１）貸借対照表（案）

平成３１年３月３１日現在

（単位・円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 資産の部			
１．流動資産			
現金	855,020	578,322	276,698
預金	268,245,119	264,722,102	3,523,017
未収入会金	0	0	0
未収会費	0	12,000	-12,000
未収金	3,000	331,140	-328,140
売掛金	1,179,674	1,062,112	117,562
商品	20,506,994	22,143,768	-1,636,774
前払金	3,922,602	3,415,574	507,028
仮払金	908,998	930,526	-21,528
【流動資産合計】	295,621,407	293,195,544	2,425,863
２．固定資産			
（１）基本財産			
基金引当資産	161,397,728	161,357,728	40,000
【基本財産合計】	*161,397,728*	*161,357,728*	*40,000*
（２）特定資産			
第三者被害見舞金基金	36,598,619	36,573,412	25,207
退職給付引当資産	32,476,990	63,351,540	-30,874,550
記念事業積立資産	29,924,083	27,324,083	2,600,000
特定積立資産	53,752,159	53,752,159	0
【特定資産合計】	*152,751,851*	*181,001,194*	*-28,249,343*
（３）その他の固定資産			
什器備品	1,211,557	1,397,877	-186,320
ソフトウェア	1	1	0
リース資産	15,042,888	16,787,437	-1,744,549
電話加入権	1,276,535	1,276,535	0
敷金保証金	24,373,822	24,373,822	0
出資金	300,000	300,000	0
【その他の固定資産合計】	*42,204,803*	*44,135,672*	*-1,930,869*
【固定資産合計】	356,354,382	386,494,594	-30,140,212
【資産合計】	651,975,789	679,690,138	-27,714,349
Ⅱ 負債の部			
１．流動負債			
買掛金	0	0	0
借入金	0	0	0
未払金	4,412,285	10,990,152	-6,577,867
前受金	398,700	559,100	-160,400
預り金	3,584,292	4,176,890	-592,598
仮受金	392,132	403,296	-11,164
【流動負債合計】	8,787,409	16,129,438	-7,342,029
２．固定負債			
退職給付引当金	32,476,990	63,351,540	-30,874,550
リース債務	15,042,888	16,787,437	-1,744,549
預り敷金	3,530,000	3,530,000	0
【固定負債合計】	51,049,878	83,668,977	-32,619,099
【負債合計】	59,837,287	99,798,415	-39,961,128
Ⅲ 正味財産の部			
１．指定正味財産			
第三者被害見舞金基金	17,657,248	17,634,948	22,300
【指定正味財産合計】	17,657,248	17,634,948	22,300
２．一般正味財産	574,481,254	562,256,775	12,224,479
（うち基本財産への充当額）	(161,397,728)	(161,357,728)	(40,000)
（うち特定資産への充当額）	(102,617,613)	(100,014,706)	(2,602,907)
【正味財産合計】	592,138,502	579,891,723	12,246,779
【負債・正味財産合計】	651,975,789	679,690,138	-27,714,349

（２）正味財産増減計算書（案）

平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで

（本・支部合計）　　（単位・円）

科　　目	当年度	前年度	増減	備考
Ⅰ、一般正味財産増減の部				
１、経常増減の部				
（１）経常収益				
基本財産運用益	9,178	13,018	-3,840	
特定資産運用益	7,555	9,274	-1,719	
受取入会金	100,000	230,000	-130,000	
正会員受取入会金	80,000	210,000	-130,000	入会金
準会員受取入会金	0	0	0	〃
賛助会員受取入会金	20,000	0	20,000	〃
支部特別受取入会金	0	20,000	-20,000	〃
受取会費	284,959,600	283,996,700	962,900	
正会員受取会費	237,518,100	240,373,200	-2,855,100	会費
準会員受取会費	1,740,000	1,742,500	-2,500	〃
賛助会員受取会費	3,828,000	3,816,000	12,000	〃
支部特別受取会費	41,873,500	38,065,000	3,808,500	〃
事業収益	155,377,466	167,946,832	-12,569,366	
講習会収益	90,814,232	85,039,731	5,774,501	講習会収入
登録料収益	475,480	518,760	-43,280	PE管資格登録料
出版事業収益	64,087,754	82,388,341	-18,300,587	頒布品収入
その他収益	4,153,066	3,476,990	676,076	
受取利息	2,581	2,450	131	銀行利息
広告料収益	3,310,200	3,272,400	37,800	名簿、協会報広告
雑収益	840,285	202,140	638,145	他団体委員謝金他
経常収益計	444,606,865	455,672,814	-11,065,949	
（２）経常費用				
事業費	285,376,229	293,179,963	-7,803,734	
調査研究費	267,422	175,220	92,202	業務技術調査費
資格登録費	123,690	106,950	16,740	PE管資格登録費
広報費	10,251,500	9,972,585	278,915	保安ポスター、コラボ等
広報誌発行費	4,339,200	4,339,200	0	協会報
講習会費	35,317,547	32,775,633	2,541,914	講習会会場費用等
出版原価	32,379,037	39,990,051	-7,611,014	頒布品印刷
防災関係費	1,654,019	1,812,808	-158,789	防災訓練費用
第三者被害見舞金給付費	0	0	0	第三者被害見舞金
表彰費	4,744,319	3,974,992	769,327	表彰費用
記念事業費	0	0	0	周年記念事業費
その他事業費	0	0	0	他団体の補助的業務
会議費	2,193,545	2,141,151	52,394	業務、技術委員会等
役職員給与	104,425,449	100,197,111	4,228,338	職員、出向、派遣社員給与
退職給付費用	4,209,261	4,437,082	-227,821	退職金、退職引当金増額
福利厚生費	15,609,853	15,437,551	172,302	社会保険料等
通信費	8,754,577	8,809,386	-54,809	郵送料等
旅費交通費	6,362,256	6,240,525	121,731	出張旅費等
渉外費	1,966,212	1,862,778	103,434	委員会懇親会等
図書費	1,180,353	1,406,151	-225,798	業界紙購読料
消耗品費	845,103	852,416	-7,313	事務用品等
印刷費	1,617,464	1,904,306	-286,842	コピー機関係
減価償却費	6,665,790	8,306,023	-1,640,233	事務機減価償却
備品費	12,437	22,538	-10,101	備品購入
事務所賃借料	18,929,769	19,857,497	-927,728	事務所家賃
事務機費	10,904,808	10,245,452	659,356	事務機器ﾘｰｽ、保守料等
事務所管理費	1,958,957	2,043,614	-84,657	事務所光熱費等

租税公課	5,506,372	6,491,747	-985,375	消費税等
部会等助成費	3,000,000	3,000,000	0	地区ブロック会費
加入団体会費	288,000	988,400	-700,400	他団体会費
雑費	1,053,114	1,407,499	-354,385	派遣社員費用等
雑損失	816,175	4,381,297	-3,565,122	出版物除却損
管理費	147,006,157	146,313,721	692,436	
総会費	11,147,174	11,134,677	12,497	定時総会
会議費	10,669,287	10,082,844	586,443	理事会・新春懇親会等
会員名簿発行費	1,888,650	1,861,692	26,958	会員名簿作成費用
教育研修費	1,758,126	1,544,737	213,389	事務局長会議
役職員給与	60,814,646	59,047,672	1,766,974	職員、出向、派遣社員給与
退職給付費用	3,478,189	3,736,898	-258,709	退職金、退職引当金増額
福利厚生費	11,910,767	11,724,726	186,041	社会保険料等
通信費	2,544,534	2,459,001	85,533	電話代、郵送料等
旅費交通費	12,383,291	13,026,707	-643,416	定期代他
渉外費	2,581,123	2,522,372	58,751	歳暮、中元等
図書費	369,952	389,187	-19,235	図書購入
消耗品費	571,763	530,566	41,197	事務用品等
印刷費	1,268,247	1,260,381	7,866	ｺﾋﾟｰﾁｬｰｼﾞ、用紙代等
減価償却費	4,899,615	6,587,273	-1,687,658	事務機減価償却
備品費	102,850	63,982	38,868	備品購入
事務所賃借料	10,756,191	9,833,939	922,252	事務所家賃
事務機費	5,032,737	4,759,118	273,619	事務機器ﾘｰｽ、保守料等
事務所管理費	2,722,135	2,664,955	57,180	事務所光熱費等
租税公課	492,060	1,395,758	-903,698	消費税等
加入団体会費	161,040	147,020	14,020	他団体会費
雑費	1,453,780	1,540,216	-86,436	銀行振込手数料等
雑損失	0	0	0	
経常費用計	432,382,386	439,493,684	-7,111,298	
当期経常増減額	12,224,479	16,179,130	-3,954,651	
2、経常外増減の部				
（1）経常外収益				
基本財産評価益	0	0	0	
固定資産売却益	0	0	0	
固定資産受贈益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
（2）経常外費用				
基本財産評価損	0	0	0	
固定資産売却損	0	0	0	
固定資産除却損	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	12,224,479	16,179,130	-3,954,651	
一般正味財産期首残高	562,256,775	546,077,645	16,179,130	
一般正味財産期末残高	574,481,254	562,256,775	12,224,479	
Ⅱ、指定正味財産増減の部				
受取第三者被害見舞金基金拠出金	22,300	22,600	-300	
当期指定正味財産増減額	22,300	22,600	-300	
指定正味財産期首残高	17,634,948	17,612,348	22,600	
指定正味財産期末残高	17,657,248	17,634,948	22,300	
Ⅲ、正味財産期末残高	592,138,502	579,891,723	12,246,779	

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．3

第４９回定時総会の開催について

第４９回定時総会を下記のとおり開催いたしたい。

なお、議決権行使に係る事項については、第４８回定時総会に倣う。

記

１．日　時　　２０１９年6月２０日（木）　１５時００分～

２．場　所　　東京都千代田区霞が関３－２－１　　「霞山会館」

３．議　案　　第１号議案　　平成３０年度事業報告書（案）承認の件

第２号議案　　平成３０年度決算書（案）承認の件

第３号議案　　２０１９年度事業計画書（案）承認の件

第４号議案　　２０１９年度収支予算書（案）承認の件

第５号議案　　役員の任期中異動に伴う選任の件

以　上

○定時総会当日は、クールビズ（ノーネクタイ）にてご出席下さい。

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．4-1

２０１９年度協会表彰（案）について

来る６月２０日開催の第４９回定時総会に表彰される受賞候補者については、本部・支部から別表の方々が推薦された。

なお、標記（案）は、５月１７日開催の２０１９年度第１回表彰選考委員会において審議される予定である。

１．会長賞

（１）本部推薦	２名
（２）支部推薦	３名
計	５名

２．功労賞

（１）本部推薦	６名
（２）支部推薦	７名
計	１３名

３．感謝状

（１）本部推薦	５名
（２）支部推薦	１名
計	６名

合　　計	**２４名**

以　上

2019年度受賞候補一覧（案）

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．4-2

1.本部推薦

NO	表彰区分	協会役職名	氏　名	役職期間		所属事業者	役職名	表彰履歴	主　な　る　功　績　等
				就任年月	期　　間				
1	**会長賞**	理　事	齋藤　潔	H25.6～	6年	東部液化石油㈱	代表取締役社長		理事として、長期に亘り協会運営に多大な功績を挙げた。
2	会長賞	理　事	北嶋　太郎	H24.6～	7年	伊丹産業㈱	代表取締役専務		理事として、長期に亘り協会運営に多大な功績を挙げた。
3	**功労賞**	業務委員会委員	堀川　雅隆	H 28.7～	2年11ヶ月	堀川産業㈱	取締役副社長		業務委員会委員として、長期に亘り委員会活動に精励し、多大な功績を挙げた。
4	功労賞	業務委員会委員	内田　淳	H28.4～	3年2ヶ月	㈱エネアーク関西	企画統括部企画部長		業務委員会委員として、長期に亘り委員会活動に精励し、多大な功績を挙げた。
5	功労賞	業務委員会委員	木村　和重	H28.6～	3年	広島ガスプロパン㈱	取締役常務執行役員		業務委員会委員として、長期に亘り委員会活動に精励し、多大な功績を挙げた。
6	功労賞	技術委員会委員長	相良　英夫	H22.5～	9年1ヶ月	西部ガスエネルギー㈱	取締役営業副本部長 兼保安サービス部長	H25.6 功労賞	技術委員会委員長として、長期に亘り委員会活動に精励し、多大な功績を挙げた。
7	功労賞	技術委員会委員	北野　陽一	H28.4～	3年2ヶ月	大丸エナウィン㈱	保安室長		技術委員会委員として、長期に亘り委員会活動に精励し、多大な功績を挙げた。
8	功労賞	技術委員会委員 技術図書検討部会委員	森田　徹	H28.4～	3年2ヶ月	㈱エネアーク関西	保安統括部保安推進部長		技術委員会委員及び技術図書検討部会委員として、長期に亘り委員会活動に精励し、多大な功績を挙げた。
9	**感謝状**	理事副会長	平島　孝三郎	H29.6～H31.6	2年11ヶ月	西部ガスエネルギー㈱	相談役		理事及び監事として、長期に亘り協会運営に多大な功績を挙げた。(平成31年3月退任)
10	感謝状	理事常任理事	森永　浩之	H28.6～H31.6	3年	（前）マル丰産業㈱	（前）代表取締役社長		理事及び監事として、長期に亘り協会運営に多大な功績を挙げた。(平成31年3月退任)
11	感謝状	理事及び監事	浜口　好宏	H24.6～H31.6	7年	（前）エネサンス北海道 （前）エネサンス関東	（前）代表取締役副社長	H30.6 会長賞	理事及び監事として、長期に亘り協会運営に多大な功績を挙げた。(平成31年3月退任)
12	感謝状	業務委員会委員	金長　弘	H 24.11～	6年7ヶ月	（前）㈱サイサン	（前）LPガス直売部 簡易ガス課　課長	H28.6 功労賞	業務委員会委員及び料金制度検討WG委員として、長期に亘り委員会活動に精励し多大な功績を挙げた。(平成30年9月退任)
13	感謝状	業務委員会委員	川元　広幸	H 26.4	5年2ヶ月	（前）西部ガスエネルギー㈱	（前）営業総括部参事	H 29.6 功労賞	業務委員会委員として、長期に亘り委員会活動に精励し多大な功績を挙げた。(平成31年3月退任)

2.支部推薦

NO	支部	表彰区分	協会役職名	氏　名	役職期間		所属事業者	役職名	表彰履歴	主　な　る　功　績　等
					就任年月	期　　間				
1	関東	**会長賞**	支部理事	伊藤　好則	H24.10～	6年8ヶ月	富岡ガス事業協同組合	理事長	H30.5 組織運営功績者	支部組織の確立、支部活動の円滑な運営等に貢献し、支部の発展に尽力した。
2	九州	会長賞	支部理事	清水　忠彦	H23.5.15～	7年10ヶ月	日田簡易ガス協同組合	代表理事	H29.5 支部長表彰受賞	永年に亘り、支部の円滑な事業運営に尽力し、コミュニティーガス事業の発展に貢献した
3	近畿	会長賞	支部理事	黒瀬　豊樹	H24.5～	7年1ヶ月	イワタニ近畿株式会社	代表取締役社長	H28.5 事業功労表彰	永年にわたり理事として支部活動に貢献した
4	東北	**功労賞**	PE管トレーナー	田中　大吉	H7.4～	24年	青ガス興業株式会社	代表取締役社長	H8 支部功労賞	PE管トレーナーとして受講者の実技指導にあたるなど、支部運営に貢献されている。
5	関東	功労賞	PE管トレーナー	川﨑　純	H24.8～	6年10ヶ月	日本瓦斯株式会社	エネルギー事業部 保安推進課　課長	H30.5 事業活動功績者	支部PE管トレーナーとして、事業活動に積極的に協力・精励し、支部の発展に尽力した。
6	関東	功労賞	PE管トレーナー	小櫃　昌宏	H24.8～	6年10ヶ月	東彩ガス株式会社	管理本部供給保安部 供給課　課長	H30.5 事業活動功績者	支部PE管トレーナーとして、事業活動に積極的に協力・精励し、支部の発展に尽力した。
7	近畿	功労賞	支部技術委員 京都防災会副会長	山﨑　修	H23.5～	8年1ヶ月	上原成商事株式会社	保安防災部　課長	H26.5 事業功労表彰	永年にわたり技術委員として支部活動に貢献 永年にわたり京都府防災会事務局・副会長を務め、防災会活動に貢献
8	中国	功労賞	支部講習会講師	森　康治	H22.9～	8年9ヶ月	広島ガスプロパン株式会社	供給保安部供給課 係長	H26.5 支部功労賞	PE管トレーナーとして受講者の実技指導にあたるなど、支部運営に貢献されている。
9	中国	功労賞	支部講習会講師	岡　恭紀	H23.9～	7年9ヶ月	ENEOSグローブエナジー株式会社	保安統括部西日本保安推進グループ サブ担当マネジャー	H26.5 支部功労賞	PE管トレーナーとして受講者の実技指導にあたるなど、支部運営に貢献されている。
10	九州	功労賞	支部講師	清水　一生	H26.8.21～	5年8ヶ月	宮崎液化ガス株式会社	取締役統括部長	H29.5 支部長表彰受賞	調査員の実務及び知識の向上に尽力し、講習会事業を通じてコミュニティーガス事業の発展に貢献した。
11	四国	**感謝状**	副支部長	小松　譲	H22.1～	9年5ヶ月	菱讃ガス株式会社	取締役工場長	H3 支部長表彰	副支部長として、長期に亘り支部組織の活性化、支部活動の円滑な運営に尽力した。(平成31年3月退任)

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．5-1

会　　員　　数（ 03月度 ）

（ 2019. 03. 31 ）

	正会員				準会員			賛助会員			会員総数	支部会員総数
	会員数 2019.02.28	入会	退会	会員数 2019.03.31	会員数 2019.02.28	入会 退会	会員数 2019.03.31	会員数 2019.02.28	入会 退会	会員数 2019.03.31		
北海道	51			51	2		2	11		11	64	65
東北	137			137	6		6	15		15	158	169
関東	348		※1 2	346	9		9	24		24	379	387
東海	99			99	3		3	21		21	123	127
北陸	38			38	3		3	10		10	51	55
近畿	169		1	168	8		8	18		18	194	202
中国	122		2	120	5		5	14		14	139	142
四国	61			61	1		1	3		3	65	69
九州	219			219	8		8	24		24	251	256
沖縄	28			28	5		5	4		4	37	37
小計	1,272		5	1,267	50		50	144		144	1,461	1,509
本部	4			4	1		1	26		26	31	31
合計	1,276		5	1,271	51		51	170		170	1,492	1,540

03月 度 退 会 員 名

区分 支部	会員種別	事　業　者	代 表 者	〒	所　　在　　地	摘　　要
関　　東	正会員	オブリック㈱	代表取締役 篠原　松太郎	418-0075	静岡県富士宮市田中町543	事業廃止
関　　東	正会員	友部ガス協業組合	理事長 深作　繁男	309-1738	茨城県笠間市太田町208－596	事業譲渡
関　　東	正会員	全国農業協同組合連合会 神奈川県本部	県本部長 根本　芳明	254-0811	神奈川県平塚市八重咲町3－3	事業譲渡
近　　畿	正会員	紀北川上農業協同組合	代表理事組合長 下林　茂文	649-7203	和歌山県橋本市高野口町名古曽922－2	事業譲渡
中　　国	正会員	広島市農業協同組合	代表理事理事長 籾田　清	731-0122	広島県広島市安佐南区中筋3－26－16	事業譲渡
中　　国	正会員	興亜ガス開発㈱	代表取締役社長 花岡　佑丞	740-0001	山口県岩国市装束町5－3－30	事業合併
合　　計　　件						

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．5-2

会　　員　　数（ 04月度 ）

（ 2019. 04. 30 ）

	正会員				準会員			賛助会員			会員総数	支部会員総数
	会員数 2019.03.31	入会	退会	会員数 2019.04.30	会員数 2019.03.31	入会 退会	会員数 2019.04.30	会員数 2019.03.31	入会 退会	会員数 2019.04.30		
北海道	51			51	2		2	11		11	64	65
東　北	137			137	6		6	15		15	158	169
関　東	346	1	1	346	9		9	24		24	379	387
東　海	99			99	3		3	21		21	123	127
北　陸	38			38	3		3	10		10	51	55
近　畿	168			168	8	1	7	18	1	17	192	200
中　国	120	※1		120	5		5	14		14	139	143
四　国	61	1	2	60	1		1	3		3	64	68
九　州	219	1	3	217	8		8	24		24	249	254
沖　縄	28			28	5		5	4		4	37	37
小　計	1,267	3	6	1,264	50	1	49	144	1	143	1,456	1,505
本　部	4			4	1		1	26		26	31	31
合　計	1,271	3	6	1,268	51	1	50	170	1	169	1,487	1,536

04 月 度 入 会 員 概 要

区分 支部	会員 種別	事 業 者 名	代 表 者	会 員 代 表 者	〒	住 所	入会申込 年 月 日	登 録 年 月 日	地点 群数	登 録 地点数	入 会 年月日
関 東	正会員	全農東日本エネルギー株式会社	代表取締役社長 荒川 規久	代表取締役社長 荒川 規久	101-0064	東京都千代田区神田猿楽町1-5-18	H31.4.10	H31.4.1	4	1,176	H31.4.10
中 国	正会員	ENEOSｸﾞﾛｰﾌﾞｴﾅｼﾞｰ㈱ 西日本支社	西日本支社長 正岡 久司	西日本副支社長 花岡 佑丞	651-2124	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和大日862-1	H31.4.1	H31.4.1	9	1,581	H31.4.1
四 国	正会員	㈱ヒワサキ	代表取締役 久家 博明	代表取締役 久家 博明	780-0831	高知県高知市中の島2-75	H31.4.1	H29.5.1	1	132	H31.4.1
九 州	正会員	島原Gエナジー㈱	代表取締役社長 深堀 彰	代表取締役社長 深堀 彰	855-0801	長崎県島原市高島二丁目7192番地	H31.4.1	H31.2.27	1	78	H31.4.1
合 計 1 件											

04月 度 退 会 員 名

区分 支部	会員種別	事　業　者	代 表 者	〒	所　　在　　地	摘　　要
関　　東	正会員	勝田都市ガス㈱	代表取締役 阿久戸　孝樹	312-0011	茨城県ひたちなか市中根58882	事業譲渡
近　　畿	準会員	全国農業協同組合連合会 兵庫県本部	県本部長 石塚　博己	651-2145	兵庫県神戸市西区玉津町居住88	組織変更により
近　　畿	賛助	岩谷マルヰガス㈱	代表取締役社長 渡邊　雅則	105-0003	東京都港区西新橋3-21-8	組織変更により
四　　国	正会員	イーアンドイー㈱	代表取締役 日和﨑　守	780-0831	高知県高知市中の島2番75号	事業統合
四　　国	正会員	池田商店	店　主 池田　勇巳	781-0270	高知県高知市長浜4050	事業廃業
九　　州	正会員	㈱三神	代表取締役社長 石川　博	842-0003	佐賀県神埼市神埼町本堀3003-6	事業合併
九　　州	正会員	熊本瓦斯㈱	代表取締役 山下　満	861-1102	熊本県合志市須屋2696-65	事業合併
九　　州	正会員	㈲燃料よろずや	代表取締役 宮本　菊美	866-0813	熊本県八代市上片町1607-1	事業合併
合　　計　　件						

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．６

役員人事について

副会長の選出について

理事・副会長である向山　精二氏から副会長及び支部長を辞任したい旨の申し出があったため、定款第２４条（役員の選任）第２項の規定に基づき、理事である古野　晃氏を副会長及び支部長として選出いたしたい。なお、向山　精二氏は理事としての任期は継続する。

	新	旧
副　会　長	古野　晃 （大丸エナウィン㈱ 代表取締役社長）	向山　精二 （エコガス㈱ 代表取締役）

以上

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．7-1

電力・ガス取引監視等委員会　第３７回制度設計専門会合　議事概要

１．日時：２０１９年４月２５日（木）１３：３０～１４：０５（ガスのみ）

２．場所：経済産業省本館１７階第１～第３共用会議室

３．出席者（委員）

稲垣座長、林委員、圓尾委員、安藤委員、岩船委員、大橋委員、草薙委員、
新川委員、武田委員、辰巳委員、松村委員、山内委員

（オブザーバー・ガス）

大浦 夏樹	JXTGエネルギー株式会社　ガス事業部 部長
奥田 久栄	株式会社JERA　常務執行役員　経営企画本部長
佐藤 美智夫	東京電力エナジーパートナー株式会社 常務取締役
沢田　聡	一般社団法人 日本ガス協会 専務理事
松井　毅	大阪ガス株式会社　代表取締役　副社長執行役員
内藤　理	一般社団法人 全国ＬＰガス協会 専務理事
籔内 雅幸	一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 専務理事
下堀 友数	資源エネルギー庁 ガス市場整備室長

４．議題（ガスのみ）

LNG市場の実態と需給調整（株式会社JERA）ガスの卸取引にについて

５．意見等

⑴ ㈱JERAにおける「LNG市場の実態と需給調整」(別邸資料)についての説明

- LNG市場において短期契約やスポット取引の割合が３割を占め拡大傾向にあり、JERAにおいても、年間調達量の3500万トンの内、20%の700万トンに拡大している。しかし、日本では、長期契約をベースとした資源の安定確保は重要な命題の一つである。
- 契約条件の趨勢を見ると、「供給源の多様化」「官民一体となった取り組み」「現下の市況」が相まって、LNGの取引実態の柔軟化が実現しつつある。
- 自由化による競争の激化、太陽光発電等の再生可能エネルギー導入の拡大により、発電用LNGの変動幅が拡大し、LNGの燃料所要量の予測困難化から、短期から中長期的にも影響が出てきている。
- 長期契約による資源の確保と短期スポット契約を活用した需給変動対応の両面での企業努力が求められる。

⑵ 委員からの意見

- 旧一般ガス事業者と旧一般電気事業者ではLNGの調達関係が異なり、LNGの長期契約と短期スポット契約の割合も大手旧一般ガス事業者は長期契約の割合が高いと思われる。長期契約が全部悪いわけではなく、長期契約が終了したものから短期に切り替えていくべきと考えている。LNGを獲得する全てのプレーヤーが努力するべきとありながらも、JERAの考えとして、旧一般ガス事業者はどのレベルの努力をするべきなのか、「企業努力の必要性」とまとめられた場合に、どの様な考えを持っているのか聞かせて頂きたい。

- ガス事業者は都市ガスを供給することが事業であり、原料のほぼ全てがLNGであることから、調達にあたっては安定供給、価格の安定を重視せざるを得ない。その為、長期契約が中心となり価格変動の激しいスポット契約等は電気事業者より少なくなる。
  また、所有する発電所も旧一般電気事業者と比べて圧倒的に少なく、LNGが余剰となった際に発電用とすることは簡単な事ではないことを理解していただきたい。
  異なる市場環境を生かしながらガス事業者としても柔軟な需給調整を目指したい。例として、欧州企業と連携するとか、米国産シェールガスの輸入拡大に取り組むとかいったLNG調達における柔軟性の向上について大手を中心に取り組んでいる。
  安価で安定的かつ柔軟にバランスよく実現していくか、この様な観点からLNGを調達するために企業努力を続けていくが、原料のほぼ全てがLNGであるというガス事業の特性を踏まえて卸契約にあたっては、現実的にどの形態が望ましいのか幅広い視点で検討を願いたい。

- 企業によってLNGの調達の仕方、数量調整をどのように図っていくのか取り組みの仕方も異なって、それが企業の戦力となってくる。各社によって取り組みの方向が違うので、結果として卸契約を結ぶ時の条件提示が違ってくる。小売り事業者がどの卸元を選ぶのか決めていく。そのような環境が出来ていくのが理想と考える。JERAとしては、ここの部分を差別化のポイントとし今後の卸契約の中に訴求していく。

- JERAの資料「求められる柔軟性」の中で、「自由化による離脱需要」がでてくることは非常に残念なことだ。電力の改革でこの様な意識がなくなることを願っている。
  また、ガス事業者が認識していただきたいことは、ガス事業はLNGしか選択肢がないから安定供給の為に確実に確保することが最終論であり、高い値段をつけられても買ってしまう。柔軟性のある電力業界もガス業界が高値で買っているのだからと、あなたには売れませんとなると日本全体にとって迷惑なことだ。安定供給の美名の下に高値づかみの言い訳にしてはいけない。本来なら安定的に買うのだから、もっと安くしてということは可能なはずで、長期契約で買わざるを得ないとき高値の口実にされないようにしていただきたい。

- 長期契約と短期契約を含めた多様な契約条件がそろっていることが需要家にとってメリットがあることだ。
- 調達の柔軟性を考えた場合に日や月の変化で示されているが、今の時点では年単位で考えなければならない。発電事業においては、今後さらに拡大していく方向と考えるが、原子力を再稼働するしないかで火力のところが大きなインパクトを受ける。その年単位の変動をコントロールしなければならないことが電気事業にとって大事なことだ。
  都市ガス事業を考えると、そこまでの変動はなく少しずつ需要を積み上げていくの電気事業に比べ安定性の高いビジネスだと考える。短期長期の観点だけを見れば電気事業を主としているところと、ガス事業を主としているところで差がでてくることは当然のことだ。JERAから冒頭に説明があった通り「供給源の多様化」「官民一体となった取り組み」「需給の緩み」が起きているということを生かしながら、長期短期ではなく消費者の為により安いものを確保する努力をしていくことを見せていただきたい。
  都市ガス会社としては中途解約補償料が高いと言われないように、安いものを確保するように努力していくことが必要と考えるので、都市ガス会社の取り組みのプレゼンを聞きたい。

以上

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．7-2

LNG市場の実態と需給調整

2019年4月25日
株式会社JERA

© 2019 JERA Co., Inc. All Rights Reserved.

LNG市場の構造

- 近年、LNG市場における短期やスポット取引の割合が拡大傾向にあり、全体の約３割を占めるに至っている
- 当社の2018年度の短期やスポット取引も全体の約２割を占め、約700万トンまで拡大している状況
- 新規LNGプロジェクト開発には数兆円の資金が必要であり、このファイナンス組成のためには、今後も引き続き長期購入契約は必須。従って、短期やスポット取引が占める割合の急拡大を期待するのは難しい

SHARE OF SPOT & SHORT TERM VS. TOTAL LNG TRADE

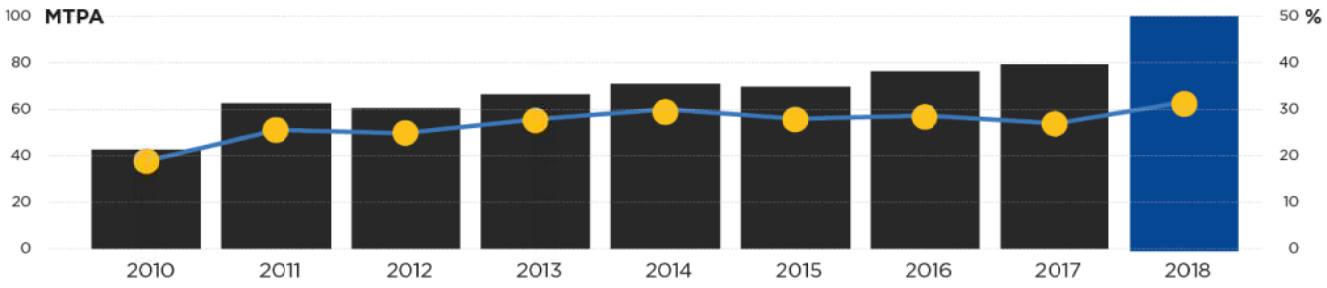

Source : GIIGNL

© 2019 JERA Co., Inc. All Rights Reserved.

契約条件の趨勢

- ①供給源の多様化、②官民一体となった取り組み、③現下の市況、が相まって、仕向地制約に関する至近の傾向としては、2017年6月に公正取引委員会が公表した液化天然ガスの取引実態に関する報告書に沿った内容が実現しつつある状況
- 既存プロジェクトの延長を中心に、契約の短期化についても実現している（ex. マレーシア/アブダビ）

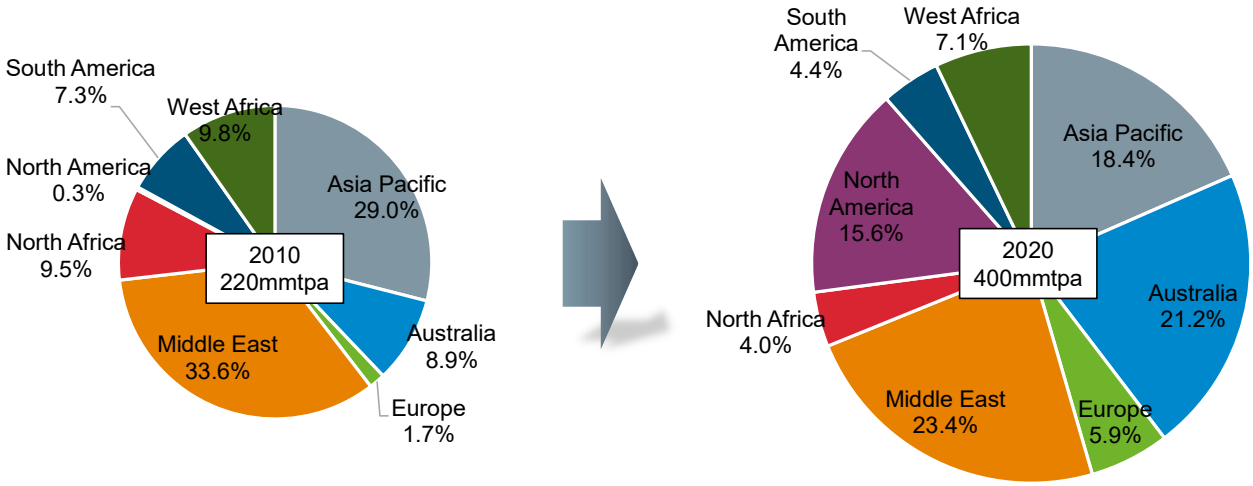

Source：Wood Mackenzie

© 2019 JERA Co., Inc. All Rights Reserved.

《参考》JERAの取り組み例

Source：当社プレスリリース

jera　会社情報　事業紹介　プレスリリース　English

マレーシアLNG社とのLNG売買に関する基本合意について

2017/10/25

株式会社JERAは、本日、Malaysia LNG Sdn. Bhd.（マレーシアLNG社）との間で、LNG売買に関して、基本合意に至りました。

当社は、2018年から3年間、年間最大約250万トンのLNGをマレーシアLNG社より購入する予定です。

当社は、本契約の仕向地条項は、2017年6月に公正取引委員会が公表した「液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書」に沿った内容であると考えております。これは、LNG需要の不確実性への対応に貢献するだけでなく、結果として、当社のLNG運用の最適化にも資するものです。

当社は、今後とも、最適なLNG調達ポートフォリオの構築によって、事業環境の変化への柔軟な対応と、競争力ある調達に努めてまいります。

<基本合意の概要>

売主	Malaysia LNG Sdn. Bhd.
買主	株式会社JERA
契約期間	2018年4月～2021年3月（3年間）
契約数量	年間最大約250万トン
引渡条件	DESおよびFOB

プレスリリース
2019年
2018年

jera　会社情報　事業紹介　プレスリリース　English

TOP / プレスリリース / 2018 / ADNOC LNG社とのLNG売買に関する基本合意について

ADNOC LNG社とのLNG売買に関する基本合意について

2018/08/07

株式会社JERAは、Abu Dhabi Gas Liquefaction Company Limited（ADNOC LNG社）との間で、LNG売買に関して、基本合意に至りました。

当社は、2019年から3年間、年間最大8万トンのLNGをADNOC LNG社より購入する予定です。

本契約は、2017年6月に公正取引委員会が公表した液化天然ガスの取引実態に関する報告書に沿った内容となっております。これは、LNG需要変動への対応に貢献するだけではなく、結果として、当社のLNG運用の最適化にも資するものです。

当社は、今後とも、最適なLNG調達ポートフォリオの構築によって、事業環境の変化への柔軟な対応と、競争力ある調達に努めてまいります。

<基本合意の概要>

売主	Abu Dhabi Gas Liquefaction Company Limited
買主	株式会社JERA
契約期間	2019年4月～2022年3月（3年間）
契約数量	年間最大8万トン（最大約50万トン/年）
引渡条件	DES

プレスリリース
2019年
2018年
2017年
2016年
2015年

お知らせ
2019年

© 2019 JERA Co., Inc. All Rights Reserved.

求められる柔軟性

■ ①自由化による離脱需要、②再生可能エネルギー導入の拡大により、発電用LNG需要の変動幅が大きく拡大

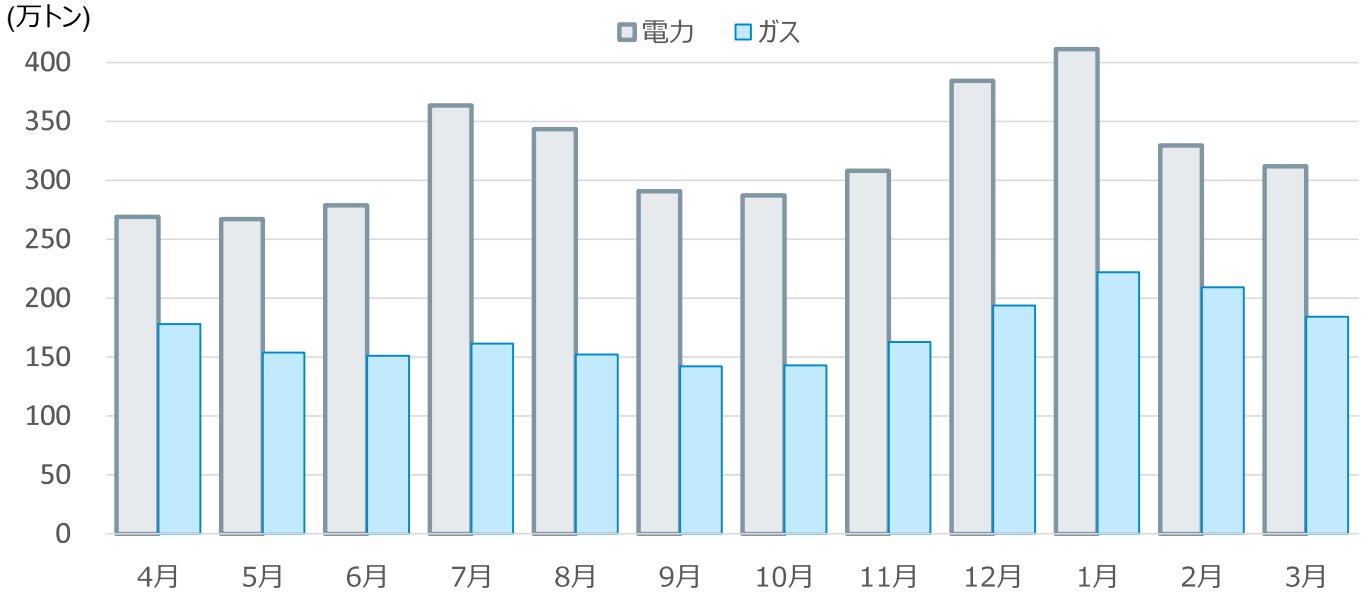

Source：（電力）東京電力フュエル＆パワー株式会社および中部電力株式会社LNG消費量実績(2017年度)を合算
（ガス）電力・ガス取引監視等委員会 ガス取引報(2017年度)のうち、関東および中部・北陸エリアガス小売事業者ガス販売量を合算・換算(1,220m3/t)して算出

© 2019 JERA Co., Inc. All Rights Reserved.

《参考》太陽光発電の火力発電への影響

■ 近年の太陽光発電の普及は、火力発電運用に対して、瞬間的な電力需給変動の拡大（ΔkW）と燃料所要量の予測困難化（kWh）の両面で、短期から中長期的にも多大な影響

太陽光発電の国内導入量とシステム価格の推移

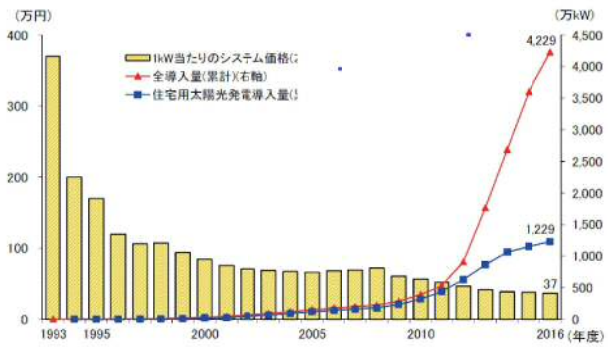

Source：エネルギー白書2018

太陽光発電の天候別発電量の推移

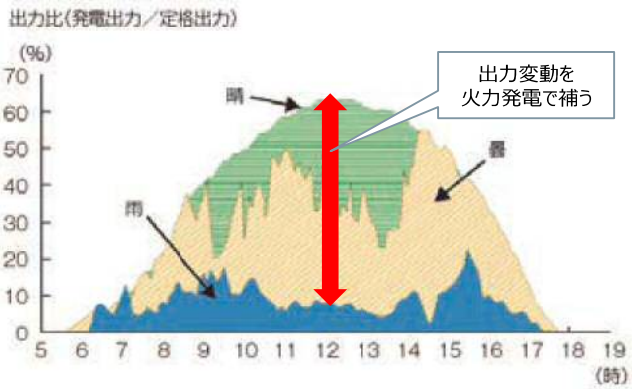

Source：エネルギー白書2018

© 2019 JERA Co., Inc. All Rights Reserved.

当社の対応

- 前述の状況に対し、当社はサプライチェーン全体で柔軟性を高める取り組みを進めている
- 具体的には、統合による規模拡大を基盤に、①LNG調達（前述）、②シンガポール/ロンドンを拠点としたLNGトレーディング本格稼働、③自社LNG船18隻の導入、④東西8つのLNG受入基地による最適運用、⑤短期相対取引や市場を活用した電力販売等を実施

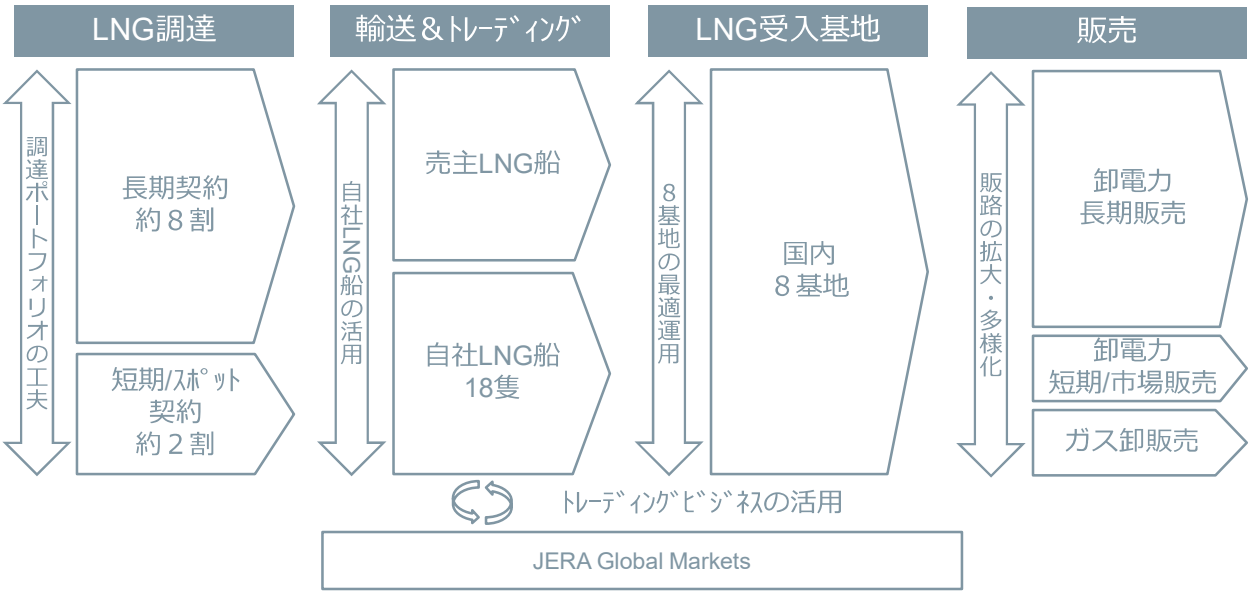

© 2019 JERA Co., Inc. All Rights Reserved.

《参考》JERAの取り組み例

Source：当社プレスリリース

LNGポートフォリオ最適化の実施に係る最終合意について

2018/07/03

株式会社JERAは、このたび、EDF Trading（以下「EDFT」）との間で、両社のスポットや短期契約によるLNGの売買や輸送の最適化を両社のJVであるJERA Trading（以下「JERAT」）が一元的に実施することに合意しましたのでお知らせします。

今回の合意により、規制当局による承認を前提として、JERAは、JERATを通じて、2019年前半を目途にLNG調達・販売におけるリスク評価・管理をグローバルに行う体制を整備し、LNGポートフォリオの最適化を開始いたします。

具体的には、JERAのLNG需要や市況などの最新情報についてITシステムを用いて分析することに加え、金融商品取引を実施できる専門人材を確保し、リスクの低減を追求していきます。また、EDFTの持つ欧州のLNG基地・パイプラインガス市場へのアクセスの活用や、当社が参画する米国フリーポートLNGプロジェクトの原料ガス・電力の売買や最適化取引の実施能力を向上させることなどにより、バリューチェーン全体の高度化・効率化を行っていきます。これらにより、欧米の天然ガス・LNG各市場とアジアのLNG市場を繋ぐ統合的な最適化を実現してまいります。

なお、こうしたグローバル市場で新たな取り組みを進めていくことを踏まえ、最適化開始までに、JERATの社名を"JERA Global Markets"に変更することを予定しております。

JERATはEDFTの石炭部門を統合し、2017年4月から約200人体制でグローバルな取引を実施してまいりました。今回の合意に伴い、シンガポール、英国、米国、オランダに加え日本にも新たに拠点を設置し、JERATはLNG・石炭・船舶市場で最適化を展開する世界最大規模のユーティリティー系企業になります。この最適化の展開に際しては、当社は、世界最大規模のLNGバイヤーとしてこれまで積み上げてきた経験を有する専門チームを、EDFTは欧州のメジャープレイヤーとしてトレーディング事業を実施してきた経験者を、それぞれJERATに派遣するなど、約300人体制で取り組んでまいります。

昨今、国内外において再生可能エネルギー導入拡大が進展しておりますが、再生可能エネルギーは、昼夜などの時間帯や天候によって発電量が大きく変動する不安定な電源であり、そのバックアップとしてガス火力発電の役割が重要となっております。このため、より弾力的なLNG調達が求められており、当社は、本取り組みに加えて、柔軟性のあるLNG供給ソースの開発（仕向地自由の拡大など）や新たなLNG需要の開拓（Gas to Power案件の開発）を通じて、透明で流動性の高いアジアLNG市場の創設に積極的に貢献してまいります。

今回の合意により、両社の関係はより一層強化されたと考えていますが、今後も、当社およびEDFTにメリットのある取り組みについて幅広く協議してまいります。

以　上

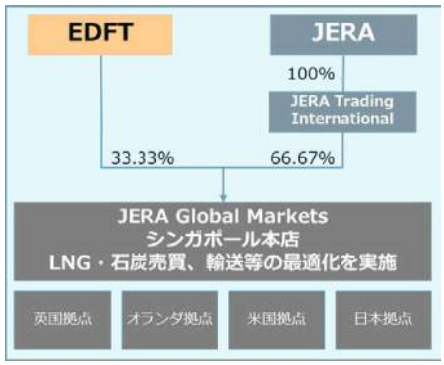

2019年4月以降の最適化実施体制(約300名)

LNGポートフォリオ最適化事業の開始について

2019/04/02

© 2019 JERA Co., Inc. All Rights Reserved.

《参考》LNG最適化・トレーディングのコンセプト

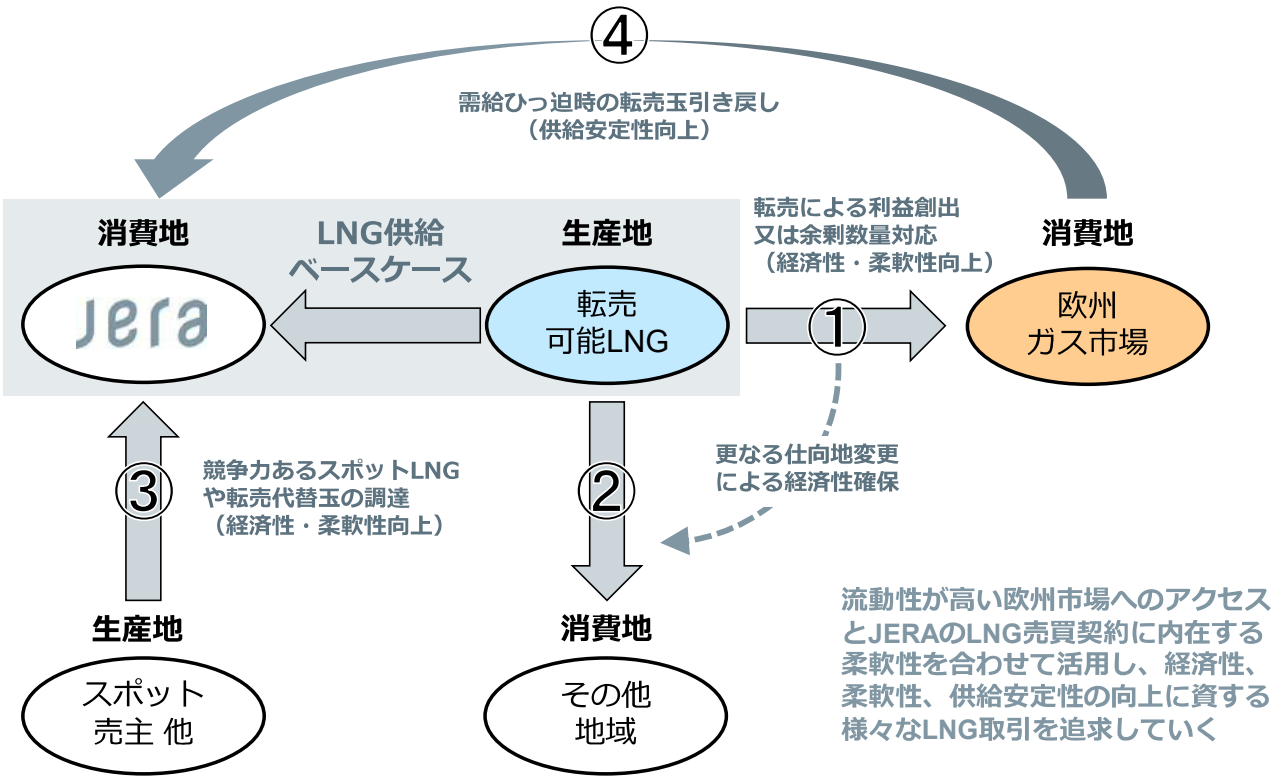

© 2019 JERA Co., Inc. All Rights Reserved.

一般的なガス卸契約と卸電力契約の比較

- 卸電力取引では短期契約において、お客様のご要望にお応えして契約条件を多様化
- 卸ガス取引については、まずは供給力の確保に取り組んでおり、扇島都市ガス供給を開発中。契約の多様化については、さらなる都市ガス供給力の確保が必要であるが、同事業の事業予見性が低いことが課題

	ガス卸契約の一例	卸電力契約の一例		
契約期間	比較的長期	長期	短期	1年 (常時バックアップ)
中途解約補償料 年間最低引取量 年間最低引取量未達補償料	一般的に有り	一般的に有り	お客様ニーズに応じて さまざまなバリエーション	無し

© 2019 JERA Co., Inc. All Rights Reserved.

まとめ

1

【供給サイドの変化】
LNG市場は、長期契約が大宗という過去の状況から変化し、約３割が短期/スポット取引されている現状。資源のない日本にとって、長期契約をベースとした資源の安定確保は重要な命題の一つであることに変わりはない

2

【需要サイドの変化】
自由化による競争激化、再エネの大量導入、お客様ニーズの多様化といった状況変化は電力短期取引等の点で既に顕在化。これを受けて、LNG需要の変動は大幅に拡大している

3

【企業努力の必要性】
７割の長期契約による資源確保、３割の短期スポット契約を活用した需給変動対応の両面で、卸電力・ガス事業者としての企業努力が求められているものと認識

© 2019 JERA Co., Inc. All Rights Reserved.

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．8-1

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会
ガス事業制度検討ワーキンググループ（第７回）審議概要

１．日 時 ２０１９年３月２８日（木） １７：３０～１９：００

２．場 所 経済産業省１７階国際会議室

３．出席者＜委員＞
山内座長、市村委員、大石委員、男澤委員、柏木委員、草薙委員、武田委員
二村委員、松村委員、山野委員
＜オブザーバー＞
佐藤（押尾常務理事代理） 石油連盟
佐藤 美智夫 東京電力エナジーパートナー株式会社 常務取締役
沢田 聡 一般社団法人日本ガス協会 専務理事
戸出 繁 国際石油開発帝石株式会社 国内エネルギー事業本部
ガス事業企画ユニットジェネラルマネージャー
中島 俊朗 石油資源開発株式会社 経営企画部長
＜経済産業省＞
村瀬電力・ガス事業部長、吉野電力・ガス事業部政策課長、
下堀ガス市場整備室長、田村ガス安全室長、木尾電力取引制度企画室長

４．議事次第
1. 開会
2. 説明・討議
（1）ガス卸供給について
（2）一括受ガスについて
（3）熱量バンド制に関する調査報告
3. 閉会

５．議事概要
○ 事務局より資料説明後、自由討議
議題１
＜ガス卸供給ににについて＞
○ 相対卸取引活性化策を「スタートアップ卸」に改称する。
○ 卸元事業者（都市ガス大手３社、準大手６社）に７月までの利用受付開始、来年３月までの卸供給開始を実施させる提案をした。
○ 供給の形態はワンタッチ卸による需要場所の需要の全量供給で、契約期間は１年間とし、利用上限量は大手都市ガス３社の供給区域で年１００万㎥、準大手６社の供給区域で年５０万㎥とする。
○ 卸元のガス会社は利用事業者に上限価格を提示し、相対交渉で決める。上限価格は卸元が

公表している旧一般ガス事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定経費を控除し、この上限価格は託送料金を下回らないことも確認された。

○ 新規参入の能力がある大手電力会社等はスタートアップ卸の対象外にする考えを、その条件の原案と共に示した。しかし、原案のままだと東京ガスエリアで東電ＥＰが利用できるため違和感があるため、「ガス発生設備を保有する事業者と関係会社を除外する」という原案の条件に加え「年間の需要規模が７千万㎥以上」の実績を持つ事業者とその関係会社も除外することとした。

○ 対象となる利用事業者の基準が事業の期間でなく規模であることから、「参入３年目になったらすぐに対象外」でないことが明確にされた。

議題２

＜一括受ガスについて＞

○ 一括受ガスの代替策として検討を進めている需要家代理モデルに関しては、ガスの小売営業に関する指針の改定や新規ガイドラインの整備の必要性を示した。

○ 記載する項目案として「代理モデルの活用で期待されるメリット」「需要家の代理人から需要家への説明・書面交付」「代理モデルに基づくガスの供給を一括受ガスと区別し一括受ガスと呼称しないこと」。

○ 自己契約・双方代理をはじめ「代理人にとって利益となり需要家にとって不利益となる代理行為」全般が利益相反行為として無権代理行為となり得る旨を記載することを提案した。

議題３

＜熱量バンド制に関する調査報告＞

○ 熱量バンド制は、熱量の変動幅を適正に設定できれば、輸入ＬＮＧの低熱量などに低コストで対応できる可能性があるが、同制度への移行には、導管網への熱量計追加、ガス料金算定方法の変更、ガス機器の調整などのコスト増要因もある。今回、ガス機器の影響調査と、諸外国の実態調査を行った報告があった。

○ ガスコンロとエネファームを対象に、熱量「４０～４６ＭＪ」の一定の幅を設定して実機検証を行った結果、ガスコンロもエネファームも安全面の基準値は超えなかった。

○ 機器影響調査では、機器メーカーへの意見聴取も行い、ほぼ全てのガス機器で安全面・性能面等に影響が出る、または出る可能性があるとされた。これらを踏まえ、今後経年機器等への追加調査、排気中の窒素酸化物等の環境規制への影響調査を行う。

○ 諸外国の先行事例の実態調査では、韓国の実態の報告があり１２年７月から熱量バンド制を導入し、バンド幅は２段階で広げ４１～４４．４ＭＪとなっている。月間加重平均で±２％に設定。消費場所での変動を考慮しガス送出地点では±１％で運用している。消費機器については、一部の発電用や産業用の設備は調整が必要だが、それ以外は問題ない。

○ 欧州では、複数のガス田のガスが導管網の中で混合されているため熱量の変動を認めている。近年、産業用燃焼機器で問題が生じやすくなっており、ドイツでは変動幅±２％～±７．５％の幅による影響調査を行い、±２％を超える場合は問題が生じやすいと結論付けている。

○ ガスエンジンは熱量が変動すると、火炎の燃焼速度の違いで悪影響が出る。一方、ガス

機器などは国際的に輸出するため、メーカーのチェックや情報収集を踏まえた上で、国力増強のための方向性を考えるべき。

○ 低品質ガスを理由にした機器の故障や安全性の欠如は絶対に避けなければいけない。エネファーム等の精密で高性能な危機が家庭にも普及している日本と諸外国は違うという慎重論もでた。

６．次回については後日ご案内する。

以上

経済産業省

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．8-2

ガス卸供給に関する検討

２０１９年３月２８日

資源エネルギー庁

自主的取組の利用対象外とする事業者　1/4

- 第6回ガスWGでは委員・オブサーバーから、自主的取組の利用対象外とする事業者の整理について、今回の取組の目的やガス市場の実態を踏まえた更なる検討が必要であるとの見解が示された。

第6回ガスWGの議論：自主的取組の利用対象外とする事業者

- 今回の取組の目的は、交渉力の弱い小規模な事業者であってもガス小売事業への新規参入と相当量の需要獲得が可能となる環境の整備とされている。都市ガスの顧客件数が100万件を突破したような事業者が本取組を利用できる整理は、取組の目的に合致していないのではないか。ガス発生設備の保有者だけでなく、ガス小売事業者を起点とした利用対象外の整理も必要ではないか。強いLNG調達力と小売力を持つ事業者は、ガス発生設備を保有しなくても、第三者のガス発生設備を利用した上で、相応の都市ガス調達能力を確保し、ガス小売事業を営める。例えば、一定量のガス販売実績があるガス小売事業者と、そのグループ会社についても利用対象外となるように検討してほしい。【オブサーバー】
- 電気事業者とガス小売事業者のLNGの調達力は拮抗しており、両者はガス卸市場においても強力な競合関係にある。そうした環境下でガス事業者だけが電気事業者にガスを卸さないといけないのであれば、LNGスポット価格が高いときだけガス事業者からガスを卸受けてサヤ取りをするなど、本取組の目的と異なる利用がなされる懸念もある。取組の利用事業者の範囲は、その目的に合致したものとし、既存の卸競争や小売競争を歪ませることがないように検討してほしい。【オブサーバー】
- 東京電力EPは、2020年4月に扇島都市ガス供給がガス発生設備の運転を開始した場合、今回の取組の利用対象外となる可能性があるのではないか。いずれにせよ、天然ガスシフトの観点からいえば、東電EPには、本取組の利用事業者としてではなく、ダイナミックな卸元競争のプレーヤーとして一貫して活躍してもらうべきではないか。
- グループ会社の整理基準を明確にするため類型化した点は合理的である。しかし、東京電力EPがJERAを起点にするとグループ会社から外れてしまう整理には違和感がある。持ち株会社を介して兄弟会社になってはいるが、別法人になっていて、なおかつ相当に独立している等、本当に独立した会社としてみなせる場合に杓子定規に規制するのは一般論として不適切である。他方、今回の制度に関して、JERAあるいは東京電力FPが、東京電力EPと独立した会社として行動している状況にはまだなっていないような気がすることから、現状で、東京電力EPが利用対象外の事業者から外れる制度設計は若干不自然と思われる。これに関しては、一定のLNGの調達力がある者と結果的には資本関係にあるところを利用対象外とするといった整理も一つの選択肢である。実態を踏まえた利用対象外の事業者の整理を具体的に検討してほしい。

自主的取組の利用対象外とする事業者　2/4

第6回ガスWGの議論：自主的取組の利用対象外とする事業者（続き）

- 今回の取組で利用対象外となった事業者であっても、旧一般ガス事業者と交渉することは当然あり得る。交渉の結果として無体な条件、今回の制度設計の結果とかけ離れた条件が旧一般ガス事業者から提示されたとするならば、利用対象外とする事業者は交渉力があるという制度設計の前提と明らかに食い違う事例が生じたことになる。都市ガス会社も電力会社も、今回の取組の利用対象外となった事業者からの交渉にもきちんと応じてほしい。逆に、都市ガス会社等がきちんと交渉に応じ、大きな需要を獲得しており交渉力のある事業者が今回の取組と同等以上のよい条件で取引できるとの想定が正しいとすれば、そうした事業者が今回の取組で利用対象外とされることはそれほど大きな問題ではなく、利用対象となる事業者の範囲を限定してもよい。
- 今度の新制度の目標である新規参入の促進、スイッチング率の低い地域でのスイッチング率の向上の趣旨からすると、東京電力EPが利用対象外とならない整理には違和感がある。ただし、新規参入・スイッチング率向上の促進という目的には、北海道や中国地方のことを考えると、ガス小売事業者を起点に利用を制限するよりも、ガス発生設備の保有事業者を起点とする整理の方が合致しているのではないか。
- 電気の経過措置の議論では、旧一般電気事業者のグループ会社と、その他小売事業の提携その他の事情から有効な牽制力を有さないと考えられる事業者は、有力で独立した競争者とはみなさない整理案が挙がっている。今回のガスの場合も、電気の経過措置の議論を応用できないか。
- 利用対象外とする事業者の整理の更なる検討に当たっては、グループ会社の定義や、取組趣旨に照らして利用対象外すべきか、といった幾つかの整理の仕方がある。
- グループ会社の範囲は、会計ルール上の類型だけでなく、実態に基づく例外というものを認める条項を付加的に入れてほしい。
- 既に参入済の新規ガス小売事業者であっても今回の取組の利用事業者と整理する点は、結論が出ている部分ではあるが、一定程度の需要を既に獲得しているような事態があるときに、更にこの制度の利用対象としていくかといった観点で、もう少し検討すべき事項があるのではないか。
- 電気とガスの自由化の違いとして、ガスの場合には既存事業者よりも新規参入者の方が販売力や競争力を有している場合があるのではないか。あまり例外規定を設けるべきではないとは思うが、利用対象外とする事業者の整理はもう少し検討する必要があるように思う。

自主的取組の利用対象外とする事業者　3/4

- 今回の卸供給を促進する仕組みは、小規模の新規事業者にとって単独でのLNG輸入、基地の第三者利用や自社基地の新設・利用のハードルが高いといった課題を踏まえ、検討が進められたものである。
- LNG基地の第三者利用、自社LNG基地の新設・運用に必要な需要規模はそれぞれ、約6,700万m^3/年、約2,000万m^3/年である。これらを超える大規模需要を抱えるガス小売事業者は、旧一般ガス事業者からの卸供給に依存しないで都市ガスを調達できる可能性がある。
- 以上を踏まえ、自主的取組の利用対象外とする事業者に「契約期間前の直近1年間の需要規模が7,000万m^3以上のガス小売事業者」を追加することとしてはどうか。また、本取組の利用開始後に需要規模が7,000万m^3 /年を超えた利用事業者については、次の契約更新の時点で本取組の利用を終了し、必要に応じて卸元事業者と相対卸供給の交渉を行うこととしてはどうか。

ガスの調達手法・規模感・特徴

ガスの調達手法	調達の規模感		特徴
LNG基地の第三者利用	一般家庭約20万件/年（LNG 12万kL÷6,720万m^3）	大型LNG船のタンク容量の最小値　※１	既に大規模需要を擁する小売事業者や卸事業者向き
自社LNG基地の新設・運用	一般家庭約6万件/年（LNG 3.6万kL÷2,016万m^3）	小規模輸入LNG基地のタンク容量例　※２	気化器を含むLNG基地の設備投資額は100億円以上
卸供給	交渉次第	ー	小規模需要では、卸先の交渉力が弱い

※１　第30回ガスシステム改革小委員会　資料5　p.41　「LNG船の大型化について」より
http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/030_05_00.pdf

※２　第11回ガスシステム改革小委員会　資料3　p.5　LNG基地建設に係る第一期設備投資額と工期の例
http://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/kihon_seisaku/gas_system/pdf/011_03_00.pdf

自主的取組の利用対象外とする事業者　4/4

- これまでの整理をまとめると、今回の取組の利用対象外となる事業者の範囲は下記①～③となる。

  ①ガス発生設備を保有する事業者並びにその子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社

  ②今回の取組に係る供給区域（当該供給区域に導管で接続された供給区域を含む。）における、卸供給契約期間前の直近1年間の需要規模が7000万m^3以上のガス小売事業者並びにその子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社

  ③自主的取組の利用事業者の子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
- なお、電気の経過措置に関する専門会合における、旧一般電気事業者から独立した競争者に該当しない者の整理案も踏まえ、上記の利用対象外の事業者の範囲に「その他実態に基づき、十分な都市ガスの調達力又は卸供給の交渉力を有すると考えられる者」を、バスケットクローズ規定として加えるかが論点となる。この点、バスケットクローズ規定の適用の是非は、相対交渉の当事者である卸元事業者の判断によることとなるが、利用事業者側の予見可能性を確保する観点から、利用対象外となる事業者の範囲は明確な判断基準に基づくことが望ましい。よって、本取組の利用対象外となる事業者の範囲については、バスケットクローズ規定は設けないこととしつつ、本取組の実施状況や市場の実態等を踏まえ、必要に応じてその範囲を見直すこととしてはどうか。

上限卸価格の算定方法　1/3

- 第4回ガスWGでは卸価格について、需要場所毎に、「供給量と時間流量の情報に基づき適用される旧一般ガス事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金」から「一定経費」を控除したものを上限価格として設定することを御提案した。
- 今回は、第6回ガスWGでの委員の御意見も踏まえつつ、上限卸価格表の設定に必要な「一定経費」の詳細を御議論いただきたい。

（参考）第4回ガス事業制度検討WG（2018年12月21日）資料3　資源エネルギー庁説明資料より抜粋

⑤卸価格

- 新規参入者が小売事業へ参入するためには、旧一般ガス事業者の小売事業との競争性を需要毎に確保できる価格水準で、都市ガスを調達できる環境が必要である。また、通常の相対契約では都市ガスの最大流量等を踏まえた交渉を通じて卸価格が決定されていることや、卸元事業者間の卸価格競争が行われうることも踏まえた活性化策の設計が必要である。
- こうしたニーズを踏まえ、卸価格については、**需要場所毎に、「供給量と時間流量の情報に基づき適用される旧一般ガス事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金」から「一定経費※」を控除したものを上限価格として設定し、その下で個別の価格交渉を可能とする**のはどうか。

※一定経費とは、旧一般ガス事業者がガス小売事業者として行う業務に係る費用であって、例えば、小売供給の実務に係る業務費（開閉栓、消費機器保安、検針票投函、集金）、小売事業に係る広告宣伝費が考えられる。

第6回ガスWGの議論：卸価格

- 今回の取組がどれほどの新規参入者への優遇になるかは、価格に依存する。上限卸価格設定時に当然控除すべきものは既に例示されているが、まだ曖昧な部分として小売の人件費がある。小売の人件費に関しては、卸価格に含めるべきものもあるし、含めるべきでないものもあり、ある意味で判断が難しいものがある。判断が難しいものを全て卸価格に盛り込むとすれば、新規参入者にとって厳しい状況が生じることとなり、新規参入者への優遇策であることを踏まえた利用上限量の設定や利用対象者の制限といったこれまでの議論との一貫性がない。卸価格へむやみに卸元事業者の小売の人件費が算入されないよう、上限卸価格の水準設定は重要である。

上限卸価格の算定方法　2/3

- 今回の取組の利用事業者は、卸元事業者の小売料金と実際の卸価格の値差の範囲でガス小売事業を営むこととなる。上限卸価格は、この値差の下限値を決めるものである。
- 小売料金から控除する一定経費を卸元事業者が算定する際は、ワンタッチ卸で都市ガスを調達した事業者が要するガス小売事業の経費として、①ガス小売事業の家庭向け営業に係る労務費、②小売供給契約締結後の小売供給の実務に要する費用、 ③ガス小売事業に係る広告宣伝費を、託送料金を下回らない範囲で下記のように計上することしてはどうか。なお、上限卸価格表の算定根拠の時点は、当該表の設定時の直近年度としてはどうか。

控除部分	費目	費目の内訳	卸元事業者による算定方法例
基本料金	①ガス小売事業の家庭向け営業に係る労務費	家庭向け営業に携わる職員の労務費	有価証券報告書の平均給与 × 家庭用営業部署の人員数 ÷ 家庭向け小売調定件数実績　【単位　円/件】
	②小売供給契約締結後の小売供給の実務に要する費用	開閉栓（小売分）、消費機器保安、検針票投函、集金	託送収支の整理作業を踏まえた該当費用 ÷ 小売調定件数実績　【単位　円/件】
従量料金	③ガス小売事業に係る広告宣伝費	マスPR	企業活動基本調査票の広告宣伝費※ ÷ 小売供給量実績　【単位　円/m³】

※ガス小売事業に関連しない広告宣伝費が含まれる場合、企業活動基本調査票を作成していない場合に、算定方法をより適切なものに変更することは可能とする。

上限卸価格の算定方法　3/3

- 卸元事業者の上限卸価格表の設定から利用事業者の卸料金の支払いまでのイメージは下記のとおり。

①卸元事業者は、供給量と時間流量の情報に基づき適用される標準メニューの最も低廉な小売料金から一定経費を控除し、上限卸価格表を設定する。
例：小規模需要向け標準メニューと大規模需要向け標準メニューが別個あれば、上限卸価格表を各々について用意する。

②卸元事業者と利用事業者は、個別交渉を踏まえ、上限卸価格表を超えない水準の卸価格表を設定し、卸供給契約を締結する。

③利用事業者は、需要獲得時に、当該需要場所に適用する卸価格表を指定する。

④利用事業者が、小売供給を開始する。

⑤卸元事業者は、一般ガス導管事業者からの検針情報に基づき、利用事業者へ卸料金を通知する。

⑥利用事業者は、通知に基づき卸元事業者へ卸料金を支払う。

上限卸価格表の算定イメージ

標準メニューの小売料金表A（小規模需要向け）

供給量（m³）	0～A_1	A_1+1～A_2	A_2+1-
基本料金（円/件）	P_{A1}	P_{A2}	P_{A3}
従量料金（円/m³）	U_{A1}	U_{A2}	U_{A3}

標準メニューの小売料金表B（大規模需要向け）

供給量（m³）	0～B_1	B_1+1～B_2	B_2+1-
基本料金（円/件）	P_{B1}	P_{B2}	P_{B3}
従量料金（円/m³）	U_{B1}	U_{B2}	U_{B3}

一定経費の基本料金成分C、従量料金成分Dを控除

上限卸価格表A（小規模需要向け）

供給量（m³）	0～A_1	A_1+1～A_2	A_2+1-
基本料金（円/件）	P_{A1} – C	P_{A2} – C	P_{A3} – C
従量料金（円/m³）	U_{A1} – D	U_{A2} – D	U_{A3} – D

上限卸価格表B（大規模需要向け）

供給量（m³）	0～B_1	B_1+1～B_2	B_2+1-
基本料金（円/件）	P_{B1} – C	P_{B2} – C	P_{B3} – C
従量料金（円/m³）	U_{B1} – D	U_{B2} – D	U_{B3} – D

取組開始時期

- 第6回ガスWGでは委員等から、 今回の自主的取組の開始時期について、下記の趣旨の御意見を頂いた。
- 今回の取組による卸供給の開始時期は、前回の提案どおり2020年3月までを目標とする。
- 受付開始時期の目標は、上限卸価格の算定に2018年度実績の平均給与等の数値を用いることがあることを踏まえ、2019年7月までとしてはどうか。

第6回ガスWGの議論：取組開始時期

- 卸元事業者の準備期間が必要という点は異存ないが、利用相談の受付開始は、個社の創意工夫や日本ガス協会との連携の下2019年7月より前倒しできないか。
- ガスのスイッチングシステムは、時間的猶予の限界の中でシステム整備が進められた結果、新規参入者側の使い勝手が悪く、改良が求められるといった手戻りが発生していた。こうした事象が生じないよう、事前の確認等を踏まえ、取組開始時期については柔軟な考え方も必要ではないか。
- 価格設定やシステム等の準備があることを踏まえれば、受付開始までに3, 4か月といった一定の準備期間が設けられるのはやむを得ない。また、卸供給の開始目標を2020年3月までとする点は、卸元事業者によっては少し遅れるといった事象も想定されうるが、その際は利用希望者に対して丁寧な説明が必要となる。

卸元事業者内での情報管理

- 第6回ガスWGでは委員等から、 卸元事業者内での情報管理について、下記の趣旨の御意見を頂いた。
- 各卸元事業者には前回提示した取組①～③を最低限として求めつつ、より適切な情報管理体制の構築に向けては、今後の電力・ガス取引監視等委員会での議論の動向を注視することとしてはどうか。

第6回ガスWGの議論：卸元事業者内での情報管理

- 事務局資料で提示された３点の情報管理策はいずれも重要であり、事務局提案に賛成する。システム導入等の体制整備が難しいという指摘については、旧一般電気事業者でも完全には対応できていないことを踏まえると、イコールフッティングの観点からも、ここはじっくりと、あまり期限を定めずに卸元事業者へ対応を求めることとしてはどうか。
- 今回の取組の利用上限量を超えた卸取引においても情報管理は必要になってくる。
- 情報管理の体制整備に費用を要し、可能なことと不可能なことがある点、特に第2グループの卸元事業者にとってファイヤーウォールの構築に相当の費用を要する点は理解した。
- ファイヤーウォールとして業務時間の分離が有効だと整理してしまうと、情報共有を禁止する趣旨が無意味になる可能性がある。小売と卸の業務時間を分離する場合、具体的には小売部門の従業員が卸業務を担わざるを得ない場合というものを限定的に捉え、全ての卸元事業者が業務時間の分離だけでファイヤーウォールを構築したと評価されることがないよう整理してほしい。ファイヤーウォールは、独占禁止法の垂直型企業結合の問題解消措置としてしばしば用いられるものだが、最近はこうした情報管理で措置が十分なのかといった疑問の声が生じていることから、あまりファイヤーウォールを過信しない方がよいのではないか。
- 事業規模等に差がある中で、実態に応じた体制、情報管理策を整備することには賛成だが、そうした体制や情報管理策が適切に運用されているかもモニタリングしていくような仕組みをあわせて検討する必要があるのではないか。
- 卸元事業者に対する取引価格や数量、あるいは需要家に関する情報の卸元事業者内での取り扱いについては、今後さらに議論が必要だと考えている。卸元事業者と利用事業者が小売事業において競争関係にあることを踏まえれば、企業規模等に起因する措置の現実的な実行可能性も勘案することはある一方で、情報が適切に取り扱われるような社内管理体制を構築することが卸元事業者には求められる。情報の取扱いに関する適切な社内管理体制の構築は、望ましいというよりは、求められるものと考えている。実効的な管理体制の構築により、卸元事業者が一方では今回の取組による卸価格で卸先事業者に卸取引を行いつつ、他方では当該卸価格をわずかに下回るような小売価格を当該卸先事業者の顧客に提示して、結果として競争が損なわれるような状況を防止することが重要である。基地出口卸、連結点卸など、今回の取組に限らない卸取引一般についての情報管理の在り方については、事務局資料の内容に限定されず、電力・ガス取引監視等委員会の会議体でも議論を開始しているところであり、今後、卸競争を促進する観点から、適切な在り方を検討していきたい。【電力・ガス取引監視等委員会】

（参考）第6回ガス事業制度検討WG（2019年2月28日）資料3　資源エネルギー庁説明資料より抜粋

④卸元事業者内での情報管理 2/2

- これまでの経過を踏まえつつ、ここでは、本取組（ワンタッチ卸供給形態の相対取引活性化策）における卸元事業者内での基本的な情報管理の方法を整理することとしたい。
- 卸元事業者が卸先事業者の特定需要家情報を目的外で利用することを防ぐ観点から、卸元事業者は情報の取扱いに関して適切な社内管理体制を構築することが望ましい。
- 一方で、ワンタッチ卸について卸売部門が小売部門のシステムを活用して実施している場合や、小規模な事業者において卸売部門と小売部門が一体となって事業を実施している場合等が存在するため、卸売部門と小売部門で情報共有を遮断する体制を整備するにはシステム導入や人員の増員等相当のコストを要することが想定され、特に、第1グループに比べて従業員数が少ない第２グループの卸元事業者は、体制を整備することが難しい場合も想定される。
- 上記を踏まえ、本取組に関しては、いずれの卸元事業者もまずは下記3点の情報管理策を実施することとしてはどうか。
  ①小売業務用から分離された、卸業務専用のシステムアカウント、データフォルダ、メールアドレスを用意する。
  ②卸業務に関するシステム、情報へのアクセス権限を、卸業務の担当者のみに付与する。
  ③小売部門の従業員が卸業務も担わざるを得ない場合は、小売と卸の業務時間を分離するとともに、情報管理に関する社内ルールを定める。

第1、２グループの旧一般ガス事業者単体の従業員数

1G事業者	地方	従業員数※1（2017年度※2）
東京ガス	関東	7,862人
大阪ガス	近畿	5,617人
東邦ガス	中部	2,858人

2G事業者	地方	従業員数※1（2017年度※2）
西部ガス	九州	1,336人
北海道ガス	北海道	716人
仙台市ガス	東北	315人
静岡ガス	中部	624人
広島ガス	中国	669人
日本ガス	九州	233人

※1　単体での従業員数。民営各社の有価証券報告書と仙台市HPより
※2　静岡ガスについては2017年12月期の情報

13

10

（参考）第6回ガスＷＧでの議論概要：取組外の卸供給ほか

- 第6回ガスWGでは委員等から、今回の取組外の卸供給等について、下記の趣旨の御意見を頂いた。

第6回ガスWGの議論：取組外の卸供給

- 今回の取組外にも卸取引は存在する。卸元事業者の対象でない、例えば電力会社も、今回の取組の対象ではないが卸供給を一切断ってもよいという整理にはなっていない。独占禁止法その他の一般的な規範は、卸取引一般に適用される。卸供給の交渉を門前払いすることがあれば、それは当然問題になるという点は、繰り返し指摘する必要がある。
- 今回の取組外の卸供給が断られる場合の不当性の判断に当たっては、市場環境や市場シェアといった競争状況を丁寧に見ていく必要がある。

：卸価格の値下げ予告

- 事務局提案に賛成する。事前に卸価格の値下げ予告を行うのがあるべき姿である。自社の小売部門と他者とを比較して、値下げ予告について、自社の小売部門を有利に扱うといったことが決してないよう留意しつつ、値下げ予告を実施してほしい。

：その他

- 今回の自主的取組については、まだ詳細設計が残っているものの、卸元事業者とされた第1・第2グループのガス事業者から実施する意向を確認している。本取組を通じて、天然ガスの普及・拡大につながることを期待している。【オブサーバー】
- 今回の取組による業務負荷やニーズが見通しづらい面があることから、システム化の必要性などは利用希望者からの相談が実際に入ってから判断する可能性があること、取組の初期段階では事業者ごとに対応に多少の差が生じる可能性があることはご理解いただきたい。【オブサーバー】

相対卸取引活性化策（スタートアップ卸）の全容　1/4

- これまでに御議論いただいた相対卸取引活性化策（スタートアップ卸）の全容は次のとおり。卸元事業者にはこれらの内容で、2019年7月までの利用受付開始、2020年3月までの卸供給開始に取り組んでもらうこととしてはどうか。

趣旨
- ガスシステム改革の目的たる「安定供給」「ガス料金の最大限抑制」「メニューの多様化と事業機会の拡大」「ガスの利用拡大」に資する事業者の、特に一般家庭向けガス小売事業への新規参入を支援するための、都市ガスの卸供給促進

位置付け
- 「適正なガス取引についての指針」の積極的なガスの卸供給に関する記載を踏まえた、旧一般ガス事業者の自主的取組

開始目標
- 2019年7月までの利用受付開始、2020年3月までの卸供給開始

対象区域
- 第1グループ及び第2グループの旧一般ガス事業者の供給区域

卸元事業者
- 第1グループ及び第2グループの旧一般ガス事業者

利用事業者
- 対象区域においてガス小売事業に新規参入しようとする又は参入した事業者であって、下記の事業者を除くもの。
  ①ガス発生設備を保有する事業者並びにその子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
  ②今回の取組に係る供給区域（当該供給区域に導管で接続された供給区域を含む。）における、卸供給契約期間前の直近1年間の需要規模が7,000万m^3以上のガス小売事業者並びにその子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
  ③自主的取組の利用事業者の子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
- ガス発生設備を保有することとなった利用事業者又はそのグループ会社は、当該ガス発生設備の営業運転開始まで本取組を利用可能とする。
- 本取組の利用開始後に需要規模が7,000万m^3 /年を超えた利用事業者は、次の契約更新の時点まで本取組を利用可能とする。

相対卸取引活性化策（スタートアップ卸）の全容　2/4

- スタートアップ卸の全容の続き。

卸供給の形態
- ワンタッチ卸による需要場所の需要の全量供給

契約期間
- 1年間（更新可能）
- 契約期間中であっても、卸価格の変動（原料費調整に相当する価格変更）・改定（変動以外の理由による価格変更）や利用上限量内での追加調達は、契約内容に随時反映される。

卸価格の設定
- 需要場所毎に、「供給量と時間流量の情報に基づき適用される旧一般ガス事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金」から「一定経費」を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する。
- 一定経費には、①ガス小売事業の家庭向け営業に係る労務費、②小売供給契約締結後の小売供給の実務に要する費用、③ガス小売事業に係る広告宣伝費が、託送料金を下回らない範囲で計上される。
- 上限卸価格表の算定根拠の時点は、当該表の設定時の直近年度とする。

卸価格の改定
- 卸価格の値上げ予告は、値上げの3ヶ月以上前に卸元事業者から利用事業者へ行う。
- 卸価格の値下げ予告は、上限卸価格の算定要素となる小売料金と卸価格の値下げが連動する場合、値下げの事前に卸元事業者から利用事業者へ行い、小売料金と卸価格の値下げタイミングを一致させる。

卸価格の確認
- 卸価格の水準は原則非公表とする。
- 上限卸価格の水準・算定根拠の確認、上限卸価格と個別卸価格の比較といった卸価格関連の状況確認等は、p.15の段取りで資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会が実施する。

相対卸取引活性化策（スタートアップ卸）の全容　3/4

- スタートアップ卸の全容の続き。

利用上限量

- 利用事業者ごとに、第1グループの供給区域では100万m³/年、第2グループの供給区域では50万m³ /年

卸元事業者内での情報管理

- 各卸元事業者には下記3点の情報管理策を最低限として求めつつ、より適切な情報管理体制の構築に向けては、今後の電力・ガス取引監視等委員会での議論の動向を注視する。
  ①小売業務用から分離された、卸業務専用のシステムアカウント、データフォルダ、メールアドレスを用意する。
  ②卸業務に関するシステム、情報へのアクセス権限を、卸業務の担当者のみに付与する。
  ③小売部門の従業員が卸業務も担わざるを得ない場合は、小売と卸の業務時間を分離するとともに、情報管理に関する社内ルールを定める。

フォローアップ

- 本取組の趣旨を踏まえつつ、本取組の利用状況、対象区域の競争状況、市場規模等は将来的にフォローアップを行い、その結果を踏まえて必要に応じて措置を講ずる。

本取組外の卸取引

- 本取組に該当しない基地出口卸、利用上限量以上の卸、利用対象外の事業者向け卸等についても、「適正なガス取引についての指針」の記載や本取組を踏まえて、積極的に行われることが期待される。

相対卸取引活性化策（スタートアップ卸）の全容　4/4

- スタートアップ卸における卸価格関連の状況確認は、下記のような段取りで行う。

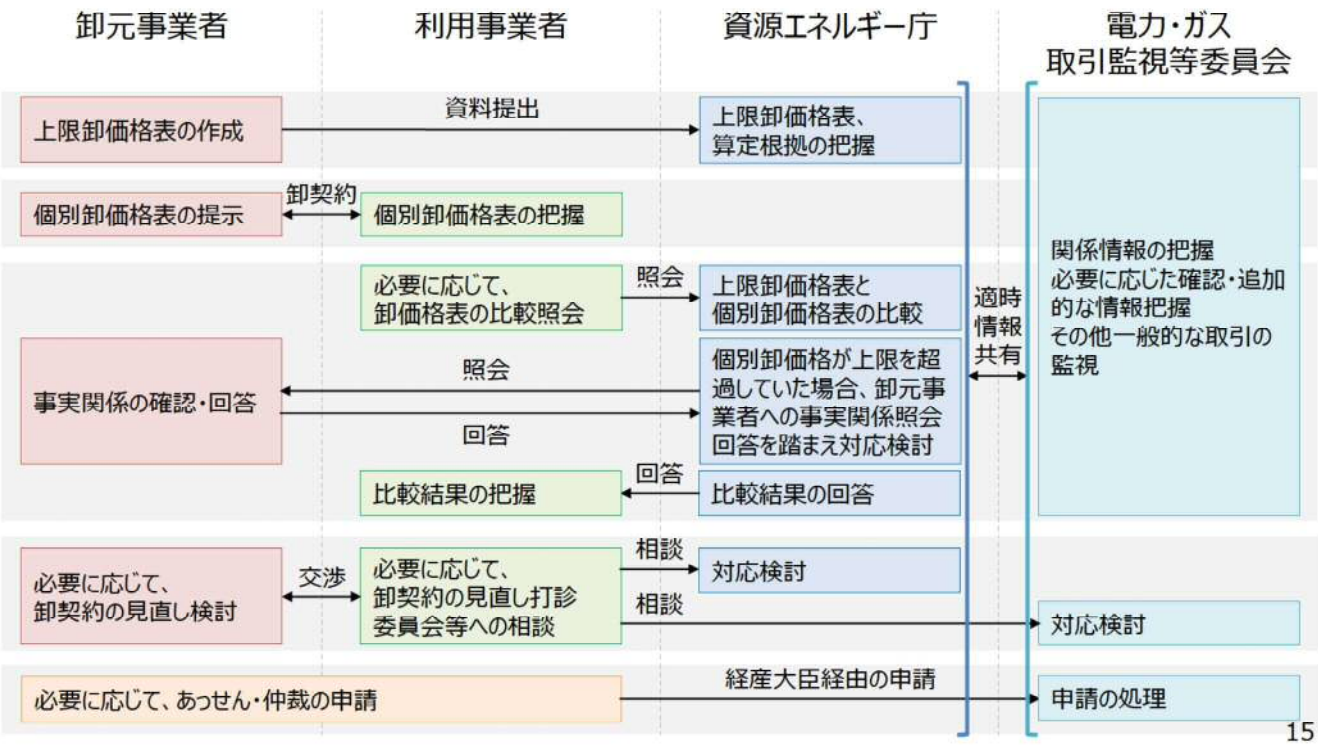

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．8-3

一括受ガスに関する検討

２０１９年３月２８日

資源エネルギー庁

第6回ガスＷＧでの議論概要（一括受ガス関連）

- 第6回ガスWGでは委員等から、需要家代理の適切な活用に向けて、下記の趣旨の御意見を頂いた。
- これまでの議論を踏まえ、「ガスの小売営業に関する指針」の改定や必要に応じた新規ガイドラインの整備を検討している。
- 今回は、これまで御議論いただいた内容を踏まえつつ、一括受ガス、需要家代理に関してガイドラインへ記載すべき内容の方向性を議論いただきたい。

第6回ガスWGの議論：需要家代理の適切な活用に向けた整理明確化

- 不当勧誘については委員の間で活発な議論がなされたと認識しているが、不当条項についても幅広に議論し、小売営業ガイドラインに追記してほしい。消費者契約法第9条、第10条以外にも、同法には第8条の事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効規定や、第8条の2の消費者の解除権を放棄させる条項の無効規定が存在する。
- 電力・ガス取引監視等委員会のミッションとして、ガスの需要家の利益の保護を図るということがある。事業者の代理を行う者がガス小売事業者の媒介になるといったケースについては、利益相反の問題もあり得ると考えているため、次回以降、丁寧に議論してほしい。【電力・ガス取引監視等委員会】

消費者契約法上の不当勧誘・不当条項に該当する可能性がある場合　1/2

- 第6回ガスWGでは、消費者契約法上の不当勧誘・不当条項に該当する可能性がある一般的な例と共に、不当条項に該当する可能性がある代理契約の具体的な条項として、例1～3のような条項（消費者契約法第9条第1号、第10条関連）を例示した。

【第6回ガスWGの例示】

（例1）消費者が需要家代理契約を解約する際に高額な違約金を請求する条項

解除に伴う解約料の金額が当該事業者に生ずる「平均的な損害の額」を超える場合には、平均的な損害の額を超える部分が、消費者契約法第９条第１号により無効となる可能性がある。

（例2）消費者が代理事業者を通さず、ガス小売事業者と直接契約を締結・変更・解約することを禁じる条項

当該条項は、消費者にとって誰と契約するかは本来自由であるにもかかわらず、契約相手の選択の自由を制限している点で「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当し、消費者契約法第10条により無効となる可能性がある。

（例3）契約期間を設定する際に、いわゆる顧客の囲い込みを目的として、長期間にわたり消費者を拘束する条項

当該条項は、「消費者の利益を一方的に害するもの」に該当し、消費者契約法第10条により無効となる可能性がある。

消費者契約法上の不当勧誘・不当条項に該当する可能性がある場合　2/2

- 他にも、消費者契約法上の不当勧誘・不当条項に該当する可能性がある場合として、不利益事実の不告知（消費者契約法第4条第2項）、事業者の損害賠償の責任を免除する条項（同法第8条）や消費者の解除権を放棄させる条項（同法第8条の2）について、下記のような事例が挙げられないか。

【今回の例示】

（例4）割引条件・手数料に関する不利益事実の不告知

代理事業者が代理契約の締結について消費者を勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料を告げなかったことにより、消費者が、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、 消費者契約法第4条第2項により当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性がある。

（例5）利益相反関係に関する不利益事実の不告知

代理事業者が代理契約の締結について消費者を勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該代理契約に基づく小売供給契約が民法上の自己契約、双方代理又はその他利益相反行為に該当することを告げなかったことにより、消費者が利益相反関係が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、消費者契約法第4条第2項により当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性がある。

（例6）事業者の損害賠償の責任を免除する条項

代理事業者はいかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない、代理事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない、又は代理事業者に故意又は過失があっても一切損害賠償責任を負わないといった条項は、債務不履行や不法行為による損害賠償責任の「全部を免除する事項」に該当し、消費者契約法第8条第1項第1号や第3号により無効となる。

（例7）消費者の解除権を放棄させる条項

代理事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該代理事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する条項は、消費者契約法第8条の2により無効となる。

（参考）消費者契約法上の不当勧誘、不当条項の関連規定

○消費者契約法（平成12年法律第61号）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条　（略）

2　消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3～6　（略）

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

第八条　次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一　事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

二　事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

三　消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

四　消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

五　消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵（かし）があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項

2　前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。

一　当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

二　当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

（消費者の解除権を放棄させる条項の無効）

第八条の二　次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一　事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

二　消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があること）により生じた消費者の解除権を放棄させる条項

自己契約・双方代理・その他利益相反行為に関する整理の方向性　1/3

- 自己契約とは、相手方が本人の代理人となって、自分自身と契約すること（図１）、双方代理とは、同一人が当事者双方の代理人として法律行為をすることをさす（図２）。
- 自己契約と双方代理は、民法上、原則として禁止されている（民法第108条）。このような場合は、代理人が利益相反状況に置かれるため、本人ないしは相手方の利益が害されるおそれが強いためである。

図1　自己契約

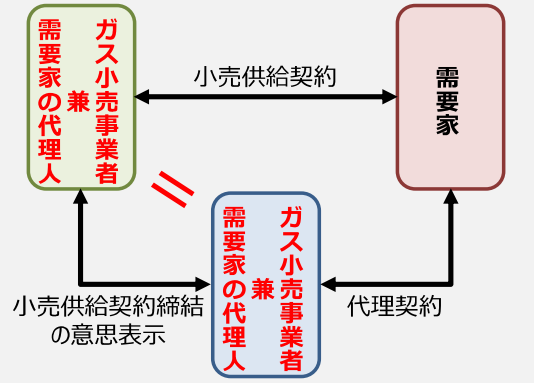

図2　双方代理

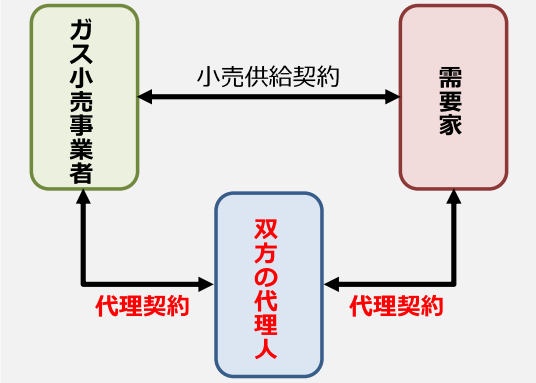

○民法（明治29年法律第89号）（平成29年法律第44号による改正前のもの）

（自己契約及び双方代理）

第百八条　同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

自己契約・双方代理・その他利益相反行為に関する整理の方向性　2/3

- また、自己契約や双方代理に当たらない利益相反行為も、原則として禁止されると解されており、判例（大判昭和7年6月6日）には、自己契約等に当たらない利益相反行為について自己契約等の禁止の趣旨に準じてその効力を否定したものがあった。
- 2020年4月1日施行の改正民法には、自己契約と双方代理以外の、代理人と本人の利益が相反する行為（利益相反行為）についても、原則として代理権を有しない者がした行為（無権代理）とみなす規定が新設される（改正民法第108条第2項）。
- ある行為の利益相反行為への該否は、代理行為自体を外形的・客観的に考察して、その行為が、代理人にとっては利益となり、本人にとっては不利益となるものであるかによって判断されるものと解されている（最判昭和42年4月18日）。

○民法（明治29年法律第89号）（平成32年4月1日施行）
（自己契約及び双方代理等）
第百八条　同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。
2　前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

参考：法務省大臣官房審議官 筒井 健夫、法務省民事局参事官 村松 秀樹 編著（2018）．一問一答　民法（債権関係）改正　株式会社商事法務
潮見 佳男（2017）．民法（債権関係）改正法の概要　一般社団法人金融財政事情研究会

自己契約・双方代理・その他利益相反行為に関する整理の方向性　3/3

- 需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化に当たっては、まず自己契約・双方代理が原則として無権代理行為となる旨をガイドラインへ記載してはどうか。
- 外形的・客観的に考察して、代理行為が代理人にとっては利益となり、需要家にとっては不利益となる場合（例：図3）にも 、代理契約が利益相反行為として無権代理行為となりうる旨をガイドラインへ記載してはどうか。
- また、無権代理行為を防止する観点から、第三者が、需要家の代理人として小売供給契約の申込みをした場合には、ガス小売事業者等が、当該代理人が小売供給契約を締結する代理権を有しているかを確認することが望ましい旨をガイドラインへ記載してはどうか。

図3 代理行為が代理人にとっては利益となり、需要家にとっては不利益となる場合の例

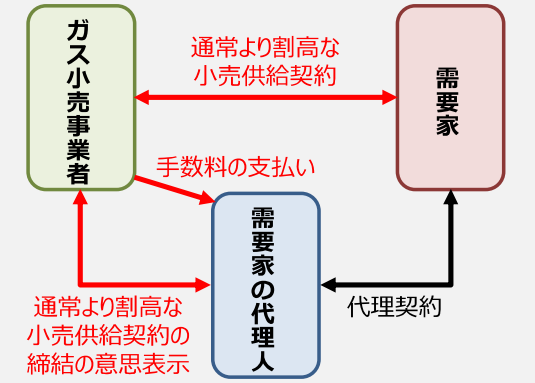

ガイドラインの整備方針（案）1/3：一括受ガスについて

- 本WGでの議論を踏まえ、下記の趣旨を盛り込んだガイドラインを整備してはどうか。

一括受ガスについて

１．一括受ガスが許容されない補足理由

- 一括受ガスには、小売GL上で整理されている受ガス実態がないことや需要家のスイッチング制約が生じること等の課題に加えて、電力分野で認められていないホワイトラベルと同様の供給形態であり、供給元のガス小売事業者と最終的なガスの使用者との間で契約がないため、ガス小売事業者等の供給条件説明義務（ガス事業法第14条第１項）、書面交付義務（ガス事業法第14条第2項及び第15条第1項）、苦情等の処理の義務（ガス事業法第16条）といったガス事業法上の需要家保護を確保できないといった課題があること。

２．電力分野に関する参考情報

- 受電実態がない者が、需要家に代わり当該事業者の名義で、あるいは需要家の契約名義を当該事業者に書き換えることにより、小売電気事業者等と小売供給契約を締結し、需要家に電気を提供するような行為は、①物理的な電気の使用・受電の実態に即さない契約を生じさせるものであること、②最終的な電気の使用者がスイッチングをしたいと考えても、供給元の小売電気事業者と最終的な電気の使用者の間で契約関係がないため、簡易・迅速なスイッチングができない等の需要家保護の観点からの問題があることから、許容されていないこと。

（参考）現行の小売GL上の記載（一括受ガス関係）

ガスの小売営業に関する指針（2017年1月制定）

２　営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等

（１）ガス事業法上許容されない営業・契約形態

ア　一括受ガスについて

電力分野では、マンションやオフィスビル等におけるいわゆる高圧一括受電による電気の提供がなされているが、これは、当該マンションやオフィスビル等という一の需要場所における受電実態（設置された受電設備の所有や維持・管理）を有する高圧一括受電事業者が、当該需要場所におけるマンション各戸や各テナント等の最終的な電気の使用者に電気を提供するものであることから、電気事業法上の規制の対象外と位置づけられている 。

一方、マンションやオフィスビル等に対するガスの供給について、低圧導管によって行われる場合においては、敷地外の低圧導管から敷地内の内管を通じて直接マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスの供給がなされるため、仮に一括受ガス事業者が需要家としてガス事業者から小売供給を受けるという契約形態が存在したとしても、この者は何らかの設備の保有や維持・管理を行っているわけではないことが多く、それゆえに、ガスの供給を受けているという実態（以下「受ガス実態」という。）がない場合も想定されるところである。このため、一括受ガス事業者に受ガス実態がない場合において、一括受ガス事業者がマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対して行うガスの受渡し行為については、受ガス実態がないにもかかわらず、自らが需要家であるかのように装って、形式上ガス事業者からガスの供給を受け、最終的なガスの使用者に当該ガスを使用させるという、実態に則さない契約関係を生じさせるものであることから、このような営業・契約形態はガス事業法上許容すべきものではない（ガス小売事業の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第３条に違反する無登録営業として罰則（１年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金又はこれらの併科）の対象となり得る（ガス事業法第１９６条第１号）。）。

また、敷地外の導管が高圧・中圧・低圧のいずれであるかにかかわらず、一括受ガス事業者がガバナー（整圧器）などの設備を保有又は維持・管理し、一括受ガス事業者がガス事業者から供給を受けたガスを減圧するなど、当該設備を経由してマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスを受け渡す行為についても、ガスメーターに係るガス事業法上の保安規制を担保できないこと、同法上当該ガバナー（整圧器）については一般ガス導管事業者に保安義務があり一括受ガス事業者が実質的な維持・管理を行っているとは言えないこと（ガス事業法第６１条第１項参照）、マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等の需要家によるガスの供給者選択に対し一定の制約を課すことになることなどの理由により、このような営業・契約形態はガス事業法上許容すべきものではない（ガス小売事業の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第３条に違反する無登録営業として罰則（１年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金又はこれらの併科）の対象となり得る（ガス事業法第１９６条第１号）。）。

ガイドラインの整備方針（案）2/3：需要家代理について　1/2

- 本WGでの議論を踏まえ、下記の趣旨を盛り込んだガイドラインを整備してはどうか。

需要家代理について

1．需要家代理モデルの活用で期待されるメリット

- 需要家代理モデルの活用により、ガス小売事業者の一括営業による販売経費等の圧縮を通じた安価な料金メニューの適用や、需要家の利用メニューの多様化が可能であること。

2．自己契約・双方代理・その他利益相反行為が問題となりうる場合等

- 需要家の代理人が当該需要家との小売供給契約に係るガス小売事業者を兼ねる自己契約又はその代理人を兼ねる双方代理の場合は、原則として無権代理行為となること（民法第108条）。
- 外形的・客観的に考察して、代理行為が代理人にとっては利益となり、需要家にとっては不利益となる場合は、代理契約が利益相反行為として無権代理行為となる可能性があるため、当該代理契約を避けるべきであること。 なお、平成32年4月1日施行の民法第108条第2項には、自己契約及び双方代理以外の、代理人と本人との利益が相反する行為についても、原則として無権代理行為とみなす規定が新設されること。
- 第三者が需要家の代理人として小売供給契約の締結を申し出た場合には、ガス小売事業者等が需要家への供給条件の説明等の義務を負うことを踏まえ、ガス小売事業者等が、当該代理人が小売供給契約を締結する代理権を有しているかを適切な方法により確認することが望ましいこと。

3．需要家代理モデルを一括受ガスと区別して営業すること

- 需要家代理モデルに基づくガスの供給を「一括受ガス」と呼称することで、当該供給によりガスの供給者選択に一定の制約を課すことになると需要家へ誤認させる可能性があることから、ガス小売事業者等及び需要家の代理人が当該呼称を使用しないことが望ましいこと。

4．需要家の代理人から需要家への説明・書面交付等

- 需要家の代理人は、需要家代理に係る手数料等の条件の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うべきであること。
- このほか、需要家が無契約状態となる場合に関する手続等の説明等、ガスの小売営業に関する指針でガス小売事業者に求められる各種行為については、需要家代理モデルにおいても代理人が適切に行うべきであること。

5．需要家代理モデルにおけるスイッチング

- 需要家代理モデルにおける需要家は小売供給契約の主体であり、随時小売供給契約の見直しを行い、ガス小売事業者をスイッチングすることが可能であるが、需要家の代理人は、スイッチングに係る手続を迅速に行うことが望ましいこと。

ガイドラインの整備方針（案）3/3：需要家代理について　2/2

- 本WGでの議論を踏まえ、下記の趣旨を盛り込んだガイドラインを整備してはどうか。

6．需要家代理モデルへの消費者契約法等の適用可能性

- 需要家代理モデルにおける消費者と代理事業者の代理契約は、消費者契約に該当することから消費者契約法の適用対象となり、代理事業者による不当勧誘や不当条項の使用に該当する可能性があること。
- 消費者契約法上の不当勧誘や不当条項に当たる場合としては、例えば下記のようなものが想定されること。
  - 代理事業者が代理契約の締結について消費者を勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料を告げなかったことにより、消費者が、当該小売供給契約の割引が適用されなくなる条件又は当該代理契約に係る手数料が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性があること（消費者契約法第4条第2項）。
  - 代理事業者が代理契約の締結について消費者を勧誘をするに際し、消費者に対して、当該代理契約の締結によって小売供給契約に割引が適用される旨を告げ、かつ、当該代理契約に基づく小売供給契約が民法上の自己契約、双方代理又はその他利益相反行為に該当することを告げなかったことにより、消費者が利益相反関係が存在しないとの誤認をし、それによって当該代理契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、当該申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる可能性があること（消費者契約法第4条第2項）。
  - 代理事業者はいかなる理由があっても一切損害賠償責任を負わない、代理事業者に責めに帰すべき事由があっても一切損害賠償責任を負わない、又は代理事業者に故意又は過失があっても一切損害賠償責任を負わないといった条項は、債務不履行や不法行為による損害賠償責任の「全部を免除する事項」に該当し、無効となること（消費者契約法第8条第1項第1号及び第3号）。
  - 代理事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該代理事業者にその解除権の有無を決定する権限を付与する条項は、無効となること（消費者契約法第8条の2）。
  - 消費者が代理契約を解約する際に高額な違約金を請求する条項が代理契約に含まれており、解除に伴う解約料の金額が当該事業者に生ずる「平均的な損害の額」を超える場合には、平均的な損害の額を超える部分が、無効となる可能性があること（消費者契約法第9条第1号）。
  - 消費者が代理事業者を通さず、ガス小売事業者と直接契約を締結・変更・解約することを禁じる条項が代理契約に含まれている場合、消費者にとって誰と契約するかは本来自由であるにもかかわらず、契約相手の選択の自由を制限している点で「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当し、無効となる可能性があること（消費者契約法第10条）。
  - 契約期間を設定する際に、いわゆる顧客の囲い込みを目的として、長期間にわたり消費者を拘束する条項が代理契約に含まれている場合、当該条項は、「消費者の利益を一方的に害するもの」に該当し、無効となる可能性があること（消費者契約法第10条）。

（参考）現行の小売GL上の記載（需要家代理関係）

ガスの小売営業に関する指針（2017年1月制定）
1　需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為
（２）契約に先だって行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付
イ　望ましい行為等
ⅱ）需要家代理モデルにおける説明等

需要家に代わって、ガス小売事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらす需要家代理モデルが新たに想定される。需要家代理モデルにおける代理事業者はあくまで需要家の代理であって、小売供給契約の主体はガス小売事業者と当該需要家であることから、このような営業・契約形態は、ガス事業法上の規制の対象外である。

需要家代理モデルの場合、需要家との小売供給契約の内容や解除手続及び苦情・問合せへの対応の適正性については、ガス小売事業者がガス事業法上の責任を負っているが、ガス事業法の規制の対象外であるからといって、需要家の代理事業者が需要家に適切な情報提供をしないことによって、需要家の利益が害されることがあってはならない。そこで、需要家代理モデルにおける代理事業者は、本指針に定められたガス小売事業者に求められるものと同等の説明・書面交付を需要家に対して適切に行うことが望ましい。これにより、需要家に対して料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が料金その他の供給条件を十分に理解した上で小売供給を受けることができる環境が整備されることが期待される。

以下に、需要家代理モデルのモデル図を示す。

【需要家代理モデル】

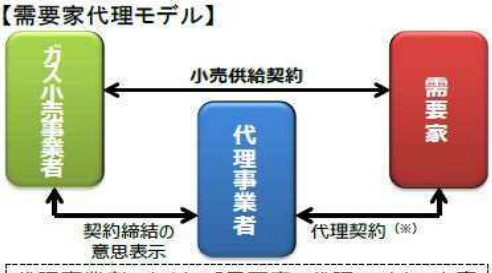

代理事業者はあくまで「需要家の代理」であり、小売供給契約の主体はガス小売事業者と需要家。
（※）こうした代理サービスを通信など他のサービスとのセットで提供することも許容される。

（参考）第16回電力・ガス基本政策小委員会（2019年3月27日）資料6　資源エネルギー庁説明資料より抜粋

検討の方向性

- 共同住宅等に対する電気の一括供給については、電気事業法上、小売ライセンスの取得は不要とされているが、「電力の小売営業に関する指針」において、小売電気事業者と同等の需要家保護を行うことを「望ましい行為」として位置付けている。
- 高圧一括受電事業者において、同指針に基づき小売電気事業者と同等の需要家保護がなされているかどうかについて、実態調査を行ったところ、概ねの事業者によって需要家保護のために必要となる手続きが行われていたものの、一部の事業者において、例えば供給条件の説明項目不足や、契約締結時の書面不交付等の手続き漏れが散見された。
- これらの手続き漏れは、電気の最終使用者との間のトラブルの元になりかねないため、高圧一括受電事業においても、同指針のとおり、需要家保護のために必要となる諸手続きについては、小売電気事業者同様に漏れなく実施することが望ましい。
- 他方、現行の同指針は、一括供給モデルにおける特殊事情を踏まえた形で作られていないため、高圧一括受電事業者にとって、どこまで小売電気事業者と同様に需要家保護策を実施すれば良いか分かりづらいという意見もあった。
- このため、次回以降、高圧一括受電事業者から意見を伺いつつ、どのように需要家保護を図っていくのかを検討することとしてはどうか。

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．９

経過措置指定団地の2019年3月解除並びに6月及び9月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。（関東局については見直しを行い、▲1⇒▲7に修正。）

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2018年12月	2019年3月1日	2019年3月1日推定（2019年2月生産動態統計BASE）			2019年6月1日	2019年6月1日見込（2019年2月生産動態統計BASE）			2019年9月1日	2019年9月1日見込（2019年2月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	指定解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−4 6.3%	*0* 0 0.0%	*1* 331 5.5%	*2.4%* 8 0.6%	339 4.6%	*0* 0 0.0%	*1* 331 5.5%	*2.4%* 8 0.6%	339 4.6%	*0* 0 0.0%	*1* 331 5.4%	*2.4%* 8 0.7%	339 4.6%
東北 ▲1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−13 20.3%	*1* 1 0.8%	*99* 559 9.2%	*8.7%* 53 4.2%	612 8.4%	*0* 0 0.0%	*99* 559 9.2%	*8.7%* 53 4.2%	612 8.4%	*0* 17 54.8%	*99* 576 9.5%	*5.9%* 36 2.9%	612 8.4%
関東 ▲7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−21 32.8%	*38* 48 40.7%	*374* 1,525 25.2%	*26.9%* 561 44.2%	2,086 28.5%	*5* 7 50.0%	*379* 1,532 25.3%	*26.6%* 554 44.1%	2,086 28.5%	*6* 6 19.4%	*385* 1,538 25.2%	*26.3%* 548 44.8%	2,086 28.5%
中部	*124* 468 8.3%	*28.9%* 190 11.0%	658 8.9%	−8 12.5%	*7* 10 8.5%	*156* 500 8.3%	*23.1%* 150 11.8%	650 8.9%	*2* 3 21.4%	*158* 503 8.3%	*22.6%* 147 11.7%	650 8.9%	*2* 2 6.5%	*160* 505 8.3%	*22.3%* 145 11.8%	650 8.9%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−4 6.3%	*0* 0 0.0%	*10* 288 4.8%	*0.0%* 0 0.0%	288 3.9%	*0* 0 0.0%	*10* 288 4.8%	*0.0%* 0 0.0%	288 3.9%	*0* 0 0.0%	*10* 288 4.7%	*0.0%* 0 0.0%	288 3.9%
近畿	*123* 679 12.0%	*33.4%* 340 19.7%	1,019 13.8%	−10 15.6%	*15* 18 15.3%	*177* 744 12.3%	*26.3%* 265 20.9%	1,009 13.8%	*0* 0 0.0%	*177* 744 12.3%	*26.3%* 265 21.1%	1,009 13.8%	*1* 2 6.5%	*178* 746 12.2%	*26.1%* 263 21.5%	1,009 13.8%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−13 20.3%	*4* 6 5.1%	*96* 565 9.3%	*8.7%* 54 4.3%	619 8.5%	*0* 0 0.0%	*96* 565 9.3%	*8.7%* 54 4.3%	619 8.5%	*0* 0 0.0%	*96* 565 9.3%	*8.7%* 54 4.4%	619 8.5%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	0 0.0%	*1* 2 1.7%	*61* 309 5.1%	*12.5%* 44 3.5%	353 4.8%	*2* 2 14.3%	*63* 311 5.1%	*11.9%* 42 3.3%	353 4.8%	*4* 4 12.9%	*67* 315 5.2%	*10.8%* 38 3.1%	353 4.8%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	7 −10.9%	*18* 33 28.0%	*205* 1,043 17.2%	*11.3%* 133 10.5%	1,176 16.1%	*0* 2 14.3%	*205* 1,045 17.2%	*11.1%* 131 10.4%	1,176 16.1%	*0* 0 0.0%	*205* 1,045 17.2%	*11.1%* 131 10.7%	1,176 16.1%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	2 −3.1%	*0* 0 0.0%	*1* 183 3.0%	*0.5%* 1 0.1%	184 2.5%	*0* 0 0.0%	*1* 183 3.0%	*0.5%* 1 0.1%	184 2.5%	*0* 0 0.0%	*1* 183 3.0%	*0.5%* 1 0.1%	184 2.5%
全国 計 ▲12	*915* 5,651 100.0%	*23.4%* 1,729 100.0%	7,380 100.0%	−64 100.0%	*84* 118 100.0%	*1,180* 6,047 100.0%	*17.3%* 1,269 100.0%	7,316 100.0%	*9* 14 100.0%	*1,189* 6,061 100.0%	*17.2%* 1,255 100.0%	7,316 100.0%	*13* 31 100.0%	*1,202* 6,092 100.0%	*16.7%* 1,224 100.0%	7,316 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50％超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）旧簡易ガス団地が廃止された数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

【出典：生産動態統計 ほか】

2019 年度第 363 回理事会
資料 NO.10

総　務　委　員　会　関　係

平成 30 年度第 4 回総務委員会（2019 年 3 月 15 日開催）審議概要

平成 30 年度第 4 回総務委員会を開催し、次の件について事務局より説明の上、審議に入ったが、異議なく承認された。

1．2019 年度事業計画書（案）について

2．2018 年度決算見込及び 2019 年度収支予算書（案）〔本部単独分〕について

3．2019 年度収支予算書（案）〔本支部合算〕について

4．「嘱託規程」の一部改正について

5．「継続雇用に係る嘱託就業規則」の一部改正について

6．　その他　　なし

総　務　委　員　会　関　係

2019 年度　第 1 回（2019/5/17）

議　事　次　第

Ⅰ　議題

1．平成３０年度事業報告書（案）について

2．平成３０年度決算書（案）について

3．その他

以　上

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．11

業　務　委　員　会　関　係
2019年度　第1回（2019/5/10）
審　議　概　要

Ⅰ　審議事項

（１）平成 30 年度事業報告（業務関連）案について

平成 30 年度事業報告書(業務関係)案について、委員の承認を得た。

Ⅱ　報告事項

（１）第 37 回制度設計専門会合（2019 年 4 月 25 日開催）の審議概要について

第37回制度設計専門会合の審議概要について、事務局より説明した。

（２）ガス事業制度検討ＷＧ（第7回）について

ガスシステム改革の現状と今後の課題の審議概要について、事務局より説明した。

（３）経過措置料金規制指定団地の指定解除について

2019 年 9 月 1 日までに見込まれる指定団地数・自由化団地数及び特別な事後監視対象団地数の推移について事務局より説明した。

（４）ガスの適正な取引の確保について

電力・ガス取引監視等委員会から、平成 30 年度第 3 四半期(10 月～12 月)を対象とした「特別な事後監視」の結果公表について、事務局より説明した。

（５）消費税改定によるガス料金対応について

消費税の改正が予定されているため、経過措置料金規制指定団地向けの対応について事務局より説明した。

（６）営業事例収集紹介の進捗状況について

営業事例収集紹介についての事業者への周知状況と月次集計表を事務局より説明した。

（７）感謝クイズキャンペーンの進捗状況について

５０周年記念事業の１つとして行われる、お客様向け「感謝クイズキャンペーン」への各事業者の申し込み（参加）状況について事務局より説明した。

（８）コラボ活動について

「2019 年度の活動計画」および、「エネファームの補助金」について、概略を

事務局より説明した。

（９）事業用原料の需給・価格変動等について

事業用原料の需給・価格動向等（海外マーケット動向）について、 安澤委員より説明された。

(10) その他

①上期販売動向について

生産動態統計を基に、コミュニティーガスの現状を月毎および累計ベースで作成した概況を、事務局より説明をした。

②料金ワーキンググループについて

標準係数の改定予定に伴い料金ワーキンググループ開催について事務局より説明した。

以　上

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．12

技　術　委　員　会　関　係
2019 年（令和元年）度　第 1 回(H30/5/9)
審　議　概　要

１．事故事例研究

以下の事故につき、各委員からの報告をもとに、原因の分析、再発防止対策等事例研究を行った。

① 2 月 25 日東北支部で発生した停電による気化器運転停止に伴う供給支障事故
② 3 月 7 日北陸支部で発生した導管工事における本支管損傷に伴う供給支障事故
③ 昨年 3 月 6 日九州支部で発生した燃焼器用ホース過熱に伴う物損事故
④ 昨年 5 月 19 日九州支部で発生した燃焼器用ホース接続部から漏えい着火に伴う物損事故
⑤ 昨年 7 月 8 日九州支部で発生した BF 式風呂釜異常着火に伴う物損事故
⑥ 昨年 8 月 22 日九州支部で発生した差し水（サンドブラスト）に伴う供給支障事故
⑦ 昨年 12 月 16 日九州支部で発生した BF 式風呂釜異常着火に伴う物損事故
⑧ 昨年 11 月 2 日沖縄支部で発生したゴム管取り付け不良・着火に伴う物損事故
⑨ 昨年 12 月 20 日沖縄支部で発生した他社工事による導管損傷に伴う供給支障事故

２．制度設計専門会合及びガス事業制度検討 WG の審議概要について

事務局より標記会合等の審議概要について説明した。

（１）制度設計専門会合（第 37 回）
LNG 市場の実態と需給調整（㈱JERA）ガスの卸取引について

（２）ガス事業制度検討 WG
① ガス卸供給について
② 一括受ガスについて
③ 熱量バンド制に関する調査報告

３．2019 年度保安向上キャンペーン用チラシ等の紹介について

事務局より、2019 年度保安向上キャンペーンに利用するポスター、チラシ等について紹介し、有効に活用するよう要請した。

４．平成 30 年度事業報告書（案）について（審議事項）

平成 29 年度事業報告書（案）について事務局より説明し、了承を得た。

① 新ガス事業制度定着に向けたフォローアップ、② ガス事故防止対策、
③ 保安関係諸運動の展開、
④ 経年管対策及びガス工作物の維持管理、及び⑤ 防災体制の整備・充実、

５．2019 年度保安・技術に関する重点活動項目について（審議事項）

事務局より、2019 年度の標記重点活動項目及びアクションプランについて説明し、了承を得た。

① 保安規制遵守のための周知・啓発、 ② ガス事故防止対策、③ 経年管対策、
④ 防災・地震対策等

以上

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．13

事業者登録状況について
（２０１９年３，４月度）

（３月度）　　なし

（４月度）

管轄局	事業者名 代表者名	（〒　　） 所　在　地	登録年月日
関　東	全農東日本エネルギー株式会社 代表取締役社長　荒川　規久	〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町 1-5-18	2019.4.1
関　東	株式会社藤森プロパン商会 代表取締役　杉山　忠昭	〒399-8205 長野県安曇野市豊科４９０３－１	2019.4.1

以　上

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．14-1

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））
（平成３１年１月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

３１年１月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、１７，９４６，０９６㎥となり、対前年同月比９３．９％、調定数は、対前年同月比９９．０％、平均販売量は、対前年同月比９４．８％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，３３１（対前月より２地点群減少、対前年同月比９９．５％）、１，８２９，４００（対前月より２９２地点減少、対前年同月比９９．３％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３４７，９７３個（対前年同月比９９．４％）、調定数は、１，１２８，８５０件（対前年同月比９９．０％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３３６，０８２個、調定数は、１，１１９，４７８件である。
メーター取付数は、全体で対前月２４０個の減少（対前月比１００．０％）、調定数は、対前月７６２件の減少（対前月比９９．９％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、１７，９４６，０９６㎥で、そのうち家庭用は、１６，６３５，３３４㎥（構成比９２．７％）となっている。

＊　＊　＊　平　均　販　売　量　＊　＊　＊

（平成３１年１月分）

経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比（％）		平均販売量（㎥／月）		
	家庭用	総販売量	３０年１月	３１年１月	対前年同月比（％）
北海道	105.69	107.18	12.41	13.45	108.33
東北	95.33	95.66	15.84	15.31	96.65
関東	93.61	94.24	19.12	18.32	95.78
中部	92.17	92.27	20.70	19.13	92.41
北陸	93.60	93.35	13.50	12.82	94.95
近畿	92.83	93.09	16.78	15.70	93.57
中国	91.79	91.73	17.29	15.89	91.92
四国	90.58	90.56	14.42	13.20	91.51
九州	91.84	91.68	14.83	13.73	92.57
沖縄	88.32	88.60	9.23	8.16	88.40
全国	93.45	93.92	16.76	15.90	94.84

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成31年1月分)＊＊＊

総括表

注1.（ ）内は圧縮天然ガス。内数である。
注2.＜ ＞内は特定ガス大口供給数量。内数である。

項目／経済産業局名	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合　計		
供給地点群数	343	613	2,093 （21）	650	289	1,010	619	352	1,177	185			7,331 （21）
供給地点数	141,715	156,318	528,044 （4,030）	173,827	59,976	219,076	142,737	71,874	303,372	32,461			1,829,400 （4,030）
原料											い号	ろ号	合計
月始在庫量 液化石油ガス　(kg)											6,276,169	9,480	6,285,649
圧縮天然ガス　(㎥)													0
受入量 液化石油ガス　(kg)	2,341,409	3,134,877	12,664,208	4,226,666	800,643	4,048,548	2,568,734	1,244,200	5,865,437	466,485	37,310,333	50,874	37,361,207
圧縮天然ガス　(㎥)			78,463										78,463
消費量 液化石油ガス　(kg)											14,729,137	47,737	14,776,874
圧縮天然ガス　(㎥)													0
過欠補正 液化石油ガス　(kg)											-111,922	2,802	-109,120
圧縮天然ガス　(㎥)													0
月末在庫量 液化石油ガス　(kg)											6,450,641	9,480	6,460,121
圧縮天然ガス　(㎥)													0
需要家メーター数　(個)													
家庭用　取付数	97,726	114,001	384,743 （3,466）	128,035	39,336	156,940	96,562	57,229	229,706	31,804			1,336,082 （3,466）
調定数	83,507	95,031	329,362 （2,991）	108,268	29,772	123,874	78,990	44,504	197,533	28,637			1,119,478 （2,991）
商業用　取付数	1,581	1,384	3,489 （20）	585	184	701	302	135	651	24			9,036 （20）
調定数	1,001	1,051	2,775 （20）	480	153	591	249	80	587	20			6,987 （20）
その他　取付数	477	327	423	163	85	510	282	23	550	15			2,855
調定数	386	289	367	134	64	408	236	18	473	10			2,385
計　取付数	99,784	115,712	388,655 （3,486）	128,783	39,605	158,151	97,146	57,387	230,907	31,843			1,347,973 （3,486）
	＜1＞	＜36＞	＜110＞		＜18＞	＜4＞	＜18＞	＜16＞	＜77＞				＜280＞
計　調定数	84,894	96,371	332,504 （3,011）	108,882	29,989	124,873	79,475	44,602	198,593	28,667			1,128,850 （3,011）
	＜1＞	＜32＞	＜44＞		＜17＞	＜4＞	＜18＞	＜15＞	＜65＞				＜196＞
生産量（販売量）　(㎥)													
家庭用	913,841	1,249,662	5,587,606 （90,565）	1,986,508	350,933	1,887,288	1,209,175	580,720	2,638,219	231,382			16,635,334 （90,565）
		＜319＞	＜679＞		＜292＞	＜1,909＞		＜7,839＞	＜1,375＞				＜12,413＞
商業用	99,556	162,535	419,110 （3,159）	74,769	24,312	43,686	23,215	3,361	36,637	2,396			889,577 （3,159）
	＜156＞	＜37,759＞	＜4,174＞		＜7,829＞	＜8,098＞	＜4,213＞	＜168＞	＜3,815＞				＜66,212＞
その他	128,222	63,579	83,101	21,219	9,242	29,986	30,438	4,519	50,848	31			421,185
		＜17,125＞	＜7,833＞		＜6,008＞	＜12,098＞		＜78＞	＜25,274＞				＜68,416＞
計	1,141,619	1,475,776	6,089,817 （93,724）	2,082,496	384,487	1,960,960	1,262,828	588,600	2,725,704	233,809			17,946,096 （93,724）
	＜156＞	＜55,203＞	＜12,686＞		＜14,129＞	＜22,105＞	＜4,213＞	＜8,085＞	＜30,464＞				＜147,041＞

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表（平成３１年１月分）＊＊＊

地区別表　　（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1）.）（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	北海道	青　森	岩　手	宮　城	秋　田	山　形	福　島	茨　城	栃　木	群　馬
供給地点群数	343	73	103	136	19	102	180	303	171	170
供給地点数	141,715	21,841	25,625	36,667	2,285	26,878	43,022	88,677	43,821	38,839
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	2,341,409	311,094	424,644	865,390	33,501	644,296	855,952	1,653,345	1,123,861	875,503
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	97,726	19,065	19,451	26,524	2,010	18,408	28,543	54,587	31,603	29,602
調定数	83,507	15,178	15,584	22,591	1,664	15,584	24,430	45,445	25,935	24,256
商業用　取付数	1,581	507	114	127	4	398	234	222	368	176
調定数	1,001	358	86	120	4	330	153	177	278	126
その他　取付数	477	117	74	36	1	31	68	97	61	33
調定数	386	103	65	35	1	27	58	81	50	26
計　取付数	99,784	19,689	19,639	26,687	2,015	18,837	28,845	54,906	32,032	29,811
計　調定数	84,894	15,639	15,735	22,746	1,669	15,941	24,641	45,703	26,263	24,408
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	913,841	120,944	186,282	376,749	16,496	187,914	361,277	760,180	413,664	355,543
商　業　用	99,556	18,658	4,349	24,975	11	91,598	22,944	9,426	103,023	54,470
そ　の　他	128,222	2,781	3,162	4,245	0	18,831	34,560	13,878	2,900	13,684
計	1,141,619	142,383	193,793	405,969	16,507	298,343	418,781	783,484	519,587	423,697

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表（平成３１年１月分）＊＊＊

地区別表　　（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1）.）（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	埼　玉	千　葉	東　京	神奈川	新　潟	長　野	山　梨	静　岡	富　山	石　川
供給地点群数	443	220 (21)	62	235	34	151	115	256	160	127
供給地点数	134,969	60,206 (4,030)	11,310	55,461	10,099	26,757	19,603	51,486	25,278	34,515
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	3,774,891	1,250,578	359,286	1,439,583	226,958	864,911	362,791	975,313	339,523	459,370
圧縮天然ガス　(㎥)		78,463								
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	101,905	40,376 (3,466)	9,485	45,761	8,590	20,489	15,780	36,607	17,251	21,902
調定数	91,905	35,763 (2,991)	8,443	39,923	7,428	16,145	12,562	29,233	13,203	16,440
商業用　取付数	564	61 (20)	4	338	212	1,341	106	119	51	133
調定数	439	54 (20)	4	248	183	1,127	58	97	46	107
その他　取付数	87	40	1	27	17	9	13	48	13	72
調定数	80	36	1	23	17	6	9	46	7	57
計　取付数	102,556	40,477 (3,486)	9,490	46,126	8,819	21,839	15,899	36,774	17,315	22,107
計　調定数	92,424	35,853 (3,011)	8,448	40,194	7,628	17,278	12,629	29,376	13,256	16,604
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	1,728,081	693,823 (90,565)	166,021	661,101	87,620	227,337	167,687	436,035	145,736	204,159
商　業　用	33,124	7,822 (3,159)	993	19,562	12,913	165,603	7,040	5,388	6,893	17,419
そ　の　他	17,590	8,704	5	921	1,247	9,164	948	14,274	24	9,218
計	1,778,795	710,349 (93,724)	167,019	681,584	101,780	402,104	175,675	455,697	152,653	230,796

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表（平成３１年１月分）＊＊＊

地区別表　（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1）.）（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	福　井	愛　知	岐　阜	三　重	大　阪	兵　庫	滋　賀	京　都	奈　良	和歌山
供給地点群数	62	192	184	209	97	222	256	153	90	130
供給地点数	12,957	35,837	48,493	76,496	20,269	48,909	52,271	28,670	25,475	30,525
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	190,279	901,979	1,187,783	1,895,842	463,064	803,291	1,010,180	614,335	493,548	473,851
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	8,577	29,647	35,291	53,238	16,158	35,989	35,895	21,779	18,103	20,439
調定数	6,360	24,869	30,001	45,851	11,849	27,362	29,895	18,023	14,221	16,164
商業用　取付数	75	175	254	134	23	166	225	125	16	71
調定数	70	123	222	119	19	113	195	120	11	63
その他　取付数	7	32	34	87	293	53	52	61	11	33
調定数	7	17	31	78	218	50	45	56	7	25
計　取付数	8,659	29,854	35,579	53,459	16,474	36,208	36,172	21,965	18,130	20,543
計　調定数	6,437	25,009	30,254	46,048	12,086	27,525	30,135	18,199	14,239	16,252
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	81,760	418,530	551,725	907,805	203,354	391,409	473,542	264,223	240,902	232,098
商　業　用	2,846	8,748	45,775	19,992	1,209	10,657	8,607	16,981	343	3,043
そ　の　他	17	6,442	4,947	9,616	13,160	2,690	1,871	7,593	756	3,899
計	84,623	433,720	602,447	937,413	217,723	404,756	484,020	288,797	242,001	239,040

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表（平成３１年１月分）＊＊＊

地区別表　（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1）.）（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	鳥　取	島　根	岡　山	広　島	山　口	徳　島	香　川	愛　媛	高　知	福　岡
供給地点群数	69	82	167	210	91	88	81	107	76	554
供給地点数	14,459	12,396	30,760	68,811	16,311	16,262	14,577	20,120	20,915	143,888
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	224,252	217,383	467,341	1,369,413	290,345	275,273	207,838	358,221	402,868	2,979,794
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	8,902	8,711	20,796	45,386	12,767	12,645	11,969	16,574	16,041	111,997
調定数	7,227	7,491	16,089	38,399	9,784	9,811	8,312	13,312	13,069	95,923
商業用　取付数	42	4	68	177	11	17	2	94	22	167
調定数	37	4	58	142	8	16	1	47	16	163
その他　取付数	60	24	17	152	29	1	4	8	10	147
調定数	48	23	14	140	11	1	1	7	9	138
計　取付数	9,004	8,739	20,881	45,715	12,807	12,663	11,975	16,676	16,073	112,311
計　調定数	7,312	7,518	16,161	38,681	9,803	9,828	8,314	13,366	13,094	96,224
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	90,272	106,459	222,687	657,420	132,337	124,676	94,680	164,735	196,629	1,358,003
商　業　用	2,356	1,192	5,125	14,468	74	1,191	71	1,001	1,098	13,508
そ　の　他	15,760	1,122	571	10,744	2,241	0	3,210	79	1,230	7,659
計	108,388	108,773	228,383	682,632	134,652	125,867	97,961	165,815	198,957	1,379,170

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表（平成３１年１月分）＊＊＊

地区別表　　（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1）.）（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	佐　賀	長　崎	熊　本	大　分	宮　崎	鹿児島	沖　縄			合　計
供給地点群数	65	118	97	78	138	127	185			7,331 (21)
供給地点数	10,013	40,146	20,166	20,971	26,378	41,810	32,461			1,829,400 (4,030)
原　料　受入量 液化石油ガス　(kg)	176,509	881,053	319,073	308,237	445,495	755,276	466,485			37,361,207
圧縮天然ガス　(㎥)										78,463
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	7,280	29,679	14,821	13,562	20,097	32,270	31,804			1,336,082 (3,466)
調定数	6,070	25,845	12,709	11,817	16,606	28,563	28,637			1,119,478 (2,991)
商業用　取付数	7	62	19	45	26	325	24			9,036 (20)
調定数	7	58	17	38	19	285	20			6,987 (20)
その他　取付数	10	75	10	24	53	231	15			2,855 (0)
調定数	9	69	6	13	45	193	10			2,385 (0)
計　取付数	7,297	29,816	14,850	13,631	20,176	32,826	31,843			1,347,973 (3,486)
計　調定数	6,086	25,972	12,732	11,868	16,670	29,041	28,667			1,128,850 (3,011)
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	81,268	373,745	152,200	138,202	180,685	354,116	231,382			16,635,334 (90,565)
商　業　用	121	6,871	1,013	2,286	1,108	11,730	2,396			889,577 (3,159)
そ　の　他	99	1,749	89	2,934	23,528	14,790	31			421,185 (0)
計	81,488	382,365	153,302	143,422	205,321	380,636	233,809			17,946,096 (93,724)

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ.14-2

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））
（平成３１年２月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

３１年２月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、１８，０５５，８２８㎥となり、対前年同月比９３．６％、調定数は、対前年同月比９９．０％、平均販売量は、対前年同月比９４．６％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，３２８（対前月より３地点群減少、対前年同月比９９．５％）、１，８２９，２８３（対前月より１１７地点減少、対前年同月比９９．４％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３４７，２９２個（対前年同月比９９．３％）、調定数は、１，１２７，５９４件（対前年同月比９９．０％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３３５，４３８個、調定数は、１，１１８，２６３件である。
メーター取付数は、全体で対前月６８１個の減少（対前月比９９．９％）、調定数は、対前月１，２５６件の減少（対前月比９９．９％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、１８，０５５，８２８㎥で、そのうち家庭用は、１６，７０６，５９０㎥（構成比９２．５％）となっている。

＊　＊　＊　平　均　販　売　量　＊　＊　＊

（平成３１年２月分）

経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比（％）		平均販売量（㎥／月）		
	家庭用	総販売量	３０年２月	３１年２月	対前年同月比（％）
北海道	103.63	103.73	12.70	13.32	104.87
東北	97.42	97.23	15.80	15.51	98.15
関東	93.92	94.36	19.38	18.59	95.89
中部	92.81	93.17	19.90	18.60	93.44
北陸	93.48	93.63	14.35	13.65	95.12
近畿	90.41	90.66	17.29	15.76	91.15
中国	90.46	90.38	17.19	15.60	90.71
四国	89.26	89.29	14.74	13.31	90.31
九州	92.00	91.96	15.11	14.05	93.00
沖縄	87.71	87.96	9.69	8.49	87.68
全国	93.27	93.63	16.93	16.01	94.59

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表(平成31年2月分)＊＊＊

総括表

注1.（ ）内は圧縮天然ガス。内数である。
注2.＜ ＞内は特定ガス大口供給数量。内数である。

項目／経済産業局名	北海道	東北	関東	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合　計		
供給地点群数	343	613	2,093 （21）	650	288	1,009	619	353	1,176	184			7,328 （21）
供給地点数	141,659	156,320	527,963 （4,030）	173,863	59,896	218,979	142,723	72,137	303,380	32,363			1,829,283 （4,030）
原料											い号	ろ号	合計
月始在庫量 液化石油ガス　(kg)											6,089,957	9,480	6,099,437
圧縮天然ガス　(㎥)													0
受入量 液化石油ガス　(kg)	2,321,379	3,017,319	12,292,550	4,056,451	809,969	3,915,342	2,439,339	1,231,570	5,428,578	446,112	35,912,526	46,083	35,958,609
圧縮天然ガス　(㎥)			69,987										69,987
消費量 液化石油ガス　(kg)											14,662,866	50,709	14,713,575
圧縮天然ガス　(㎥)													0
過欠補正 液化石油ガス　(kg)											126,892	7,479	134,371
圧縮天然ガス　(㎥)													0
月末在庫量 液化石油ガス　(kg)											6,291,127	9,480	6,300,607
圧縮天然ガス　(㎥)													0
需要家メーター数　(個)													
家庭用　取付数	97,691	113,855	384,685 （3,466）	128,143	39,236	156,720	96,520	57,307	229,572	31,709			1,335,438 （3,466）
調定数	83,397	95,003	329,039 （2,994）	108,189	29,700	123,735	78,874	44,452	197,135	28,739			1,118,263 （2,994）
商業用　取付数	1,581	1,383	3,450 （20）	585	183	702	298	135	664	22			9,003 （20）
調定数	1,001	1,051	2,749 （20）	476	151	592	237	80	601	18			6,956 （20）
その他　取付数	476	328	422	164	84	510	282	23	547	15			2,851
調定数	384	289	366	133	64	406	234	18	471	10			2,375
計　取付数	99,748	115,566	388,557 （3,486）	128,892	39,503	157,932	97,100	57,465	230,783	31,746			1,347,292 （3,486）
	＜1＞	＜37＞	＜112＞		＜18＞	＜4＞	＜18＞	＜15＞	＜77＞				＜282＞
計　調定数	84,782	96,343	332,154 （3,014）	108,798	29,915	124,733	79,345	44,550	198,207	28,767			1,127,594 （3,014）
	＜1＞	＜31＞	＜46＞		＜17＞	＜4＞	＜18＞	＜14＞	＜65＞				＜196＞
生産量（販売量）　(㎥)													
家庭用	902,658	1,266,569	5,657,939 （82,437）	1,921,440	369,338	1,889,058	1,185,787	585,561	2,686,138	242,102			16,706,590 （82,437）
		＜361＞	＜958＞		＜224＞	＜1,626＞		＜7,910＞	＜1,403＞				＜12,482＞
商業用	96,945	163,459	430,866 （3,003）	78,700	26,238	41,920	20,499	3,455	42,191	2,230			906,503 （3,003）
	＜156＞	＜37,901＞	＜4,308＞		＜7,883＞	＜8,334＞	＜4,244＞	＜173＞	＜3,697＞				＜66,696＞
その他	129,669	63,956	85,595	23,017	12,846	35,225	31,195	4,099	57,112	21			442,735
		＜17,823＞	＜7,981＞		＜9,519＞	＜14,610＞		＜71＞	＜24,735＞				＜74,739＞
計	1,129,272	1,493,984	6,174,400 （85,440）	2,023,157	408,422	1,966,203	1,237,481	593,115	2,785,441	244,353			18,055,828 （85,440）
	＜156＞	＜56,085＞	＜13,247＞		＜17,626＞	＜24,570＞	＜4,244＞	＜8,154＞	＜29,835＞				＜153,917＞

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表（平成３１年２月分）＊＊＊

地区別表　（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1）.）（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	北海道	青　森	岩　手	宮　城	秋　田	山　形	福　島	茨　城	栃　木	群　馬
供給地点群数	343	73	103	136	19	102	180	303	171	170
供給地点数	141,659	21,838	25,625	36,667	2,285	26,878	43,027	88,582	43,948	38,771
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	2,321,379	309,820	403,996	816,968	35,831	598,839	851,865	1,579,748	1,068,075	936,898
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	97,691	19,064	19,452	26,412	2,010	18,403	28,514	54,551	31,701	29,585
調定数	83,397	15,158	15,596	22,557	1,665	15,585	24,442	45,434	25,964	24,238
商業用　取付数	1,581	505	114	128	4	398	234	220	369	170
調定数	1,001	356	86	121	4	330	154	174	275	125
その他　取付数	476	117	74	37	1	31	68	96	61	33
調定数	384	103	65	35	1	27	58	81	50	26
計　取付数	99,748	19,686	19,640	26,577	2,015	18,832	28,816	54,867	32,131	29,788
計　調定数	84,782	15,617	15,747	22,713	1,670	15,942	24,654	45,689	26,289	24,389
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	902,658	125,579	189,319	375,977	16,863	195,533	363,298	784,018	422,973	360,170
商　業　用	96,945	21,392	4,496	22,400	19	92,175	22,977	9,649	95,313	57,165
そ　の　他	129,669	3,473	3,014	4,578	0	15,965	36,926	15,614	2,943	14,222
計	1,129,272	150,444	196,829	402,955	16,882	303,673	423,201	809,281	521,229	431,557

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表（平成３１年２月分）＊＊＊

地区別表　　（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1）.）（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	埼　玉	千　葉	東　京	神奈川	新　潟	長　野	山　梨	静　岡	富　山	石　川
供給地点群数	443	220 (21)	63	234	34	151	115	256	159	127
供給地点数	134,875	60,206 (4,030)	11,433	55,361	10,124	26,758	19,603	51,486	25,198	34,515
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	3,729,688	1,230,529	360,902	1,386,963	194,326	791,887	341,065	898,741	300,797	505,672
圧縮天然ガス　(㎥)		69,987								
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	101,838	40,354 (3,466)	9,569	45,644	8,585	20,527	15,798	36,575	17,163	21,890
調定数	91,642	35,734 (2,994)	8,514	39,918	7,409	16,138	12,522	29,212	13,178	16,396
商業用　取付数	562	61 (20)	4	338	213	1,310	106	119	51	132
調定数	438	54 (20)	4	247	183	1,111	58	96	46	105
その他　取付数	87	40	1	27	17	9	13	48	12	72
調定数	80	36	1	22	17	6	9	46	7	57
計　取付数	102,487	40,455 (3,486)	9,574	46,009	8,815	21,846	15,917	36,742	17,226	22,094
計　調定数	92,160	35,824 (3,014)	8,519	40,187	7,609	17,255	12,589	29,354	13,231	16,558
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	1,771,054	673,296 (82,437)	168,673	670,928	85,183	228,202	166,589	440,245	152,482	215,797
商　業　用	37,099	8,095 (3,003)	1,223	17,788	13,850	175,617	6,955	8,369	7,291	18,947
そ　の　他	15,145	10,754	2	1,344	1,687	9,368	1,036	13,749	29	12,817
計	1,823,298	692,145 (85,440)	169,898	690,060	100,720	413,187	174,580	462,363	159,802	247,561

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表（平成３１年２月分）＊＊＊

地区別表　　（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1）.）（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	福　井	愛　知	岐　阜	三　重	大　阪	兵　庫	滋　賀	京　都	奈　良	和歌山
供給地点群数	62	193	184	208	96	222	256	153	90	130
供給地点数	12,957	35,956	48,493	76,413	20,172	48,909	52,271	28,670	25,475	30,525
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	171,624	913,404	1,105,449	1,814,826	421,005	821,961	985,233	603,068	463,796	448,655
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	8,575	29,769	35,278	53,237	16,067	35,935	35,846	21,780	18,104	20,413
調定数	6,368	24,871	29,977	45,781	11,735	27,442	29,820	18,027	14,208	16,135
商業用　取付数	75	175	254	134	23	167	225	125	16	71
調定数	70	122	220	118	19	114	195	120	11	63
その他　取付数	7	32	34	88	293	53	52	61	11	33
調定数	7	17	31	77	216	50	45	56	7	25
計　取付数	8,657	29,976	35,566	53,459	16,383	36,155	36,123	21,966	18,131	20,517
計　調定数	6,445	25,010	30,228	45,976	11,970	27,606	30,060	18,203	14,226	16,223
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	83,182	429,294	510,010	869,803	187,660	402,352	489,699	271,864	238,784	215,517
商　業　用	2,530	8,864	45,417	24,162	1,225	10,169	8,797	16,090	377	2,732
そ　の　他	24	5,780	5,479	11,489	16,158	2,923	2,769	8,401	784	4,166
計	85,736	443,938	560,906	905,454	205,043	415,444	501,265	296,355	239,945	222,415

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表（平成３１年２月分）＊＊＊

地区別表　（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1）.）（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	鳥　取	島　根	岡　山	広　島	山　口	徳　島	香　川	愛　媛	高　知	福　岡
供給地点群数	69	82	167	210	91	89	81	107	76	554
供給地点数	14,459	12,382	30,760	68,811	16,311	16,354	14,577	20,291	20,915	144,059
原　料　受入量										
液化石油ガス　(kg)	211,615	217,110	453,098	1,287,356	270,160	253,567	220,276	338,926	418,801	2,761,584
圧縮天然ガス　(㎥)										
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	8,884	8,699	20,779	45,382	12,776	12,733	11,967	16,565	16,042	112,020
調定数	7,230	7,489	16,016	38,357	9,782	9,814	8,301	13,283	13,054	95,717
商業用　取付数	42	4	68	173	11	17	2	94	22	179
調定数	37	4	57	131	8	16	1	47	16	175
その他　取付数	60	24	17	152	29	1	4	8	10	147
調定数	48	23	14	138	11	1	1	7	9	138
計　取付数	8,986	8,727	20,864	45,707	12,816	12,751	11,973	16,667	16,074	112,346
計　調定数	7,315	7,516	16,087	38,626	9,801	9,831	8,303	13,337	13,079	96,030
生産量（販売量）　(㎥)										
家庭用	91,471	112,261	220,727	626,221	135,107	127,446	95,614	165,096	197,405	1,405,456
商業用	2,245	742	3,686	13,750	76	1,178	75	1,020	1,182	18,202
その他	13,402	1,498	704	13,286	2,305	0	2,615	73	1,411	10,724
計	107,118	114,501	225,117	653,257	137,488	128,624	98,304	166,189	199,998	1,434,382

＊＊＊ガス事業生産動態統計集計表（平成３１年２月分）＊＊＊

地区別表　　（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る注1）.）（　）内は圧縮天然ガス。内数である。

項目／都道府県名	佐　賀	長　崎	熊　本	大　分	宮　崎	鹿児島	沖　縄			合　計
供給地点群数	65	118	96	78	138	127	184			7,328 (21)
供給地点数	10,013	40,146	20,003	20,971	26,378	41,810	32,363			1,829,283 (4,030)
原　料　受入量 液化石油ガス　(kg)	170,748	789,954	284,041	275,294	419,616	727,341	446,112			35,958,609
圧縮天然ガス　(㎥)										69,987
需要家メーター数　(個)										
家庭用　取付数	7,275	29,673	14,738	13,497	20,083	32,286	31,709			1,335,438 (3,466)
調定数	6,052	25,828	12,598	11,799	16,565	28,576	28,739			1,118,263 (2,994)
商業用　取付数	7	63	20	45	26	324	22			9,003 (20)
調定数	7	59	18	38	19	285	18			6,956 (20)
その他　取付数	10	72	10	24	53	231	15			2,851 (0)
調定数	9	66	6	13	45	194	10			2,375 (0)
計　取付数	7,292	29,808	14,768	13,566	20,162	32,841	31,746			1,347,292 (3,486)
計　調定数	6,068	25,953	12,622	11,850	16,629	29,055	28,767			1,127,594 (3,014)
生産量（販売量）　(㎥)										
家　庭　用	79,257	380,483	153,967	135,368	178,489	353,118	242,102			16,706,590 (82,437)
商　業　用	135	7,913	1,115	2,219	1,084	11,523	2,230			906,503 (3,003)
そ　の　他	120	2,815	87	2,991	23,185	17,190	21			442,735 (0)
計	79,512	391,211	155,169	140,578	202,758	381,831	244,353			18,055,828 (85,440)

2019年度第363回理事会
資料ＮＯ．14-3

家庭用販売量および消費原単位の推移

（平成30年12月末日現在）

年月		家庭用販売量				家庭用消費原単位				
		コミュニティーガス		旧一般ガス		コミュニティーガス		旧一般ガス		
		販売量（1，000㎥）	対前年同月比（%）	販売量（1，000㎥）	対前年同月比（%）	消費原単位（㎥／月）	対前年同月比（%）	消費原単位（㎥／月）	対前年同月比（%）	コミュニティーガス／旧一般ガス（%）
28年	2	17,699	96.9	510,488	96.8	15.52	98.6	20.31	95.8	76.4
	4	14,821	96.7	409,013	97.7	11.06	83.3	16.19	96.7	68.3
	6	9,528	98.2	224,177	103.8	7.12	84.4	8.89	102.8	80.0
	8	6,496	95.8	155,680	100.4	5.75	97.2	6.17	99.4	93.1
	10	7,561	87.7	198,001	91.7	6.71	89.0	7.84	90.9	85.6
	12	13,388	102.3	406,585	111.2	11.89	103.8	16.03	110.1	74.2
年計		145,544	95.8	3,936,737	99.2	10.54	97.5	13.13	97.4	80.3
29年	2	17,475	98.7	514,110	100.7	15.54	100.1	20.26	99.8	76.7
	4	15,389	103.8	437,839	107.1	13.59	122.9	17.17	106.1	79.2
	6	9,534	100.1	229,589	102.4	8.46	119.0	9.01	101.4	93.9
	8	6,166	94.9	152,914	98.2	5.47	95.2	6.00	97.2	91.2
	10	7,839	103.7	209,264	105.7	6.96	103.7	8.20	104.6	84.9
	12	14,219	106.2	449,782	110.6	12.60	106.0	17.56	109.5	71.7
年計		139,993	96.2	4,055,803	103.0	10.37	98.3	13.26	101.0	78.2
30年	1	17,706	106.9	603,540	107.9	15.57	104.2	23.52	106.8	66.2
	2	17,837	102.1	543,484	105.7	15.70	101.0	21.19	104.6	74.1
	3	15,457	98.9	494,805	97.2	13.62	97.8	19.27	96.1	70.7
	4	13,923	90.5	381,964	87.2	12.28	90.3	14.81	86.3	82.9
	5	11,263	93.9	313,790	96.8	9.94	93.6	12.18	95.8	81.6
	6	9,194	96.4	231,318	100.8	8.14	96.1	8.98	99.7	90.6
	7	7,434	96.7	188,737	101.3	6.59	96.4	7.33	100.3	89.9
	8	5,585	90.6	140,471	91.9	4.95	90.5	5.45	90.8	90.8
	9	5,815	89.8	147,123	91.4	5.16	89.7	5.71	90.4	90.3
	10	7,412	94.6	205,387	98.2	6.58	94.5	7.96	97.1	82.6
	11	10,106	91.8	280,920	87.1	8.97	91.9	10.88	86.2	82.4
	12	12,567	88.4	392,261	87.2	11.16	88.6	15.15	86.3	73.6
年計		134,299	95.9	3,923,800	96.8	9.90	95.5	12.69	95.7	78.0

（注）旧一般ガスの販売量および消費原単位は「ガス事業統計月報」の数値を100．46MJ＝24，000kcalとして換算した数値である。

都道府県別　年間販売量・単位消費量

1. 年 間 販 売 量　　単位：㎥／年

区分	29年		30年	
順位	都道府県名	販売量	都道府県名	販売量
1	埼 玉	14,732,532	埼 玉	13,789,803
2	福 岡	11,382,396	福 岡	11,255,697
3	北海道	7,760,387	北海道	8,363,186
4	三 重	7,627,392	三 重	7,211,100
5	茨 城	6,887,202	茨 城	6,455,084
6	千 葉	5,793,647	神奈川	5,487,487
7	神奈川	5,774,952	千 葉	5,423,040
8	広 島	5,521,559	広 島	5,374,965
9	栃 木	5,069,123	栃 木	4,675,310
10	岐 阜	4,855,321	岐 阜	4,615,960
11	滋 賀	4,350,804	滋 賀	4,075,507
12	静 岡	4,040,203	静 岡	3,901,768
13	福 島	3,884,822	福 島	3,662,420
14	群 馬	3,809,938	群 馬	3,632,474
15	宮 城	3,673,013	宮 城	3,550,732
16	愛 知	3,581,017	愛 知	3,390,551
17	鹿児島	3,486,507	鹿児島	3,375,593
18	兵 庫	3,470,149	兵 庫	3,326,585
19	長 崎	3,179,528	長 崎	3,068,849
20	長 野	2,924,267	長 野	2,841,759
21	山 形	2,624,141	山 形	2,486,377
22	京 都	2,582,936	京 都	2,476,474
23	沖 縄	2,263,578	沖 縄	2,256,190
24	石 川	2,127,847	石 川	2,064,986
25	奈 良	1,994,846	奈 良	1,898,429
26	宮 崎	1,926,442	宮 崎	1,857,283
27	和歌山	1,918,688	和歌山	1,848,431
28	岡 山	1,874,822	岩 手	1,812,505
29	岩 手	1,872,771	岡 山	1,809,180
30	大 阪	1,768,093	高 知	1,710,170
31	高 知	1,740,168	大 阪	1,690,347
32	山 梨	1,557,436	山 梨	1,466,444
33	愛 媛	1,452,123	愛 媛	1,417,470
34	東 京	1,386,627	青 森	1,390,946
35	青 森	1,384,314	熊 本	1,331,109
36	熊 本	1,380,204	東 京	1,299,017
37	富 山	1,322,642	富 山	1,293,528
38	大 分	1,223,415	大 分	1,197,796
39	山 口	1,170,879	山 口	1,149,053
40	徳 島	1,114,125	徳 島	1,074,474
41	島 根	965,008	島 根	941,420
42	鳥 取	928,661	鳥 取	882,365
43	香 川	881,574	香 川	838,938
44	福 井	787,212	福 井	786,289
45	新 潟	753,677	新 潟	731,628
46	佐 賀	702,882	佐 賀	670,553
47	秋 田	154,057	秋 田	149,683
	（全国計）	151,663,927	（全国計）	146,008,955

2. 単 位 消 費 量　　単位：㎥／月・戸

区分	29年		30年	
順位	都道府県名	単位消費量	都道府県名	単位消費量
1	栃 木	14.20	栃 木	14.33
2	東 京	13.67	長 野	13.60
3	長 野	13.66	三 重	12.99
4	三 重	13.59	宮 城	12.94
5	岐 阜	13.50	山 形	12.88
6	山 形	13.46	岐 阜	12.79
7	宮 城	13.33	東 京	12.73
8	埼 玉	13.29	千 葉	12.55
9	千 葉	13.28	埼 玉	12.43
10	福 島	12.92	福 島	12.30
11	群 馬	12.63	群 馬	12.29
12	茨 城	12.35	大 阪	11.82
13	大 阪	12.13	茨 城	11.71
14	愛 知	11.92	広 島	11.57
15	神奈川	11.86	神奈川	11.32
16	滋 賀	11.79	京 都	11.29
17	広 島	11.79	愛 知	11.25
18	京 都	11.72	滋 賀	11.18
19	奈 良	11.58	奈 良	11.14
20	静 岡	11.35	静 岡	11.05
21	高 知	11.04	高 知	10.88
22	島 根	10.66	島 根	10.42
23	兵 庫	10.48	石 川	10.32
24	石 川	10.36	福 井	10.17
25	鳥 取	10.28	兵 庫	10.08
26	長 崎	10.11	鳥 取	9.92
27	山 梨	10.10	長 崎	9.82
28	福 井	10.03	山 口	9.74
29	鹿児島	9.97	福 岡	9.73
30	岩 手	9.84	鹿児島	9.66
31	山 口	9.81	岩 手	9.65
32	福 岡	9.78	山 梨	9.62
33	和歌山	9.77	和歌山	9.44
34	岡 山	9.68	岡 山	9.38
35	佐 賀	9.39	宮 崎	9.17
36	徳 島	9.33	佐 賀	9.12
37	宮 崎	9.28	徳 島	9.04
38	愛 媛	8.92	愛 媛	8.75
39	熊 本	8.91	熊 本	8.64
40	青 森	8.75	香 川	8.33
41	香 川	8.60	大 分	8.29
42	大 分	8.33	北海道	8.16
43	富 山	8.28	富 山	8.07
44	新 潟	8.11	新 潟	7.92
45	北海道	7.92	秋 田	7.43
46	秋 田	7.45	青 森	7.34
47	沖 縄	6.63	沖 縄	6.56
	（全国平均）	11.07	（全国平均）	10.73